



2018年度版

# 南アフリカ 投資ガイド

KPMG南アフリカ



2018年度版

# 南アフリカ投資ガイド

# はじめに

この南アフリカ共和国投資ガイドは、南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）に投資または南アフリカにて事業を行うことを検討されている方々のために、情報提供を目的として、KPMGが発行している南アフリカに関する諸出版物の1つです。

この投資ガイドは、南アフリカで事業活動を行うにあたって準拠しなければならない会計制度、税制その他諸法規の概要を説明することを目的としています。

本投資ガイドで説明している情報は全てを網羅するものではなく、またそれを目的としていません。外国での投資や事業に関する意思決定を行う際には、そのプロジェクトに関わる全ての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、この投資ガイドに示す南アフリカの投資環境は、初期段階での意思決定の参考に資するに過ぎません。

自己の事業拡大の機会として南アフリカに注目している投資家やビジネスマンは、専門家による個々の詳細等アドバイスを受けることをお勧めします。

詳細についてのお問い合わせは、最終ページの日本関連事業部担当までご連絡ください。

# 目次

第1章	ビジネスの環境	
	一般的事項	1
	歴史	1
	政治	2
	経済	3
第2章	南アフリカへの投資方法	
	進出形態の種類	5
	進出形態の比較	6
	設立手続	7
第3章	会社運営と撤退	
	会社法の概要	9
	会社の機関	12
	解散手続	18
第4章	事業規制	
	会計と財務報告	20
	外資政策	22
	外資規制	23
	外国為替管理	24
	貿易管理制度	25
	黒人経済力強化政策	29
	財産権	33
第5章	税制	
	法人税	36
	源泉税	44
	付加価値税	47
	個人所得税	48
第6章	労働、雇用関係	
	関連法規	51
	雇用契約	55
	就業規則等	56
	雇用義務	57
	解雇規制	58
	外国人の労働許可	59
	外国人の在留許可	62
第7章	投資に対する優遇措置	
	投資インセンティブ	63
	特別経済区	66
	連絡先	67

## 第1章

# ビジネスの環境

## I. 一般的事項

国名	南アフリカ
地形	・約122万平方キロメートル（日本の約3.2倍） ・アフリカ大陸の最南端、インド洋と大西洋を結ぶ要衝の地に位置する ・太陽の国と言われるほど年間を通じて晴天の日が多く、全体的に気候は温暖
人口	5,671万人（出典：世界銀行 2017年）
首都	プレトリア（行政）、ケープタウン（立法）、ブルームフォンテン（司法）
民族	黒人（80.8%）、カラード（混血）（8.8%）、白人（7.9%）、アジア系（2.5%）（出典：南アフリカ統計局）
言語	英語、アフリカーンス語、バンツール諸語（ズールー語、ソト語ほか）の合計11が公用語
宗教	キリスト教（人口の約80%）、ヒンズー教、イスラム教等

## II. 歴史

年月	略 史
1652年	オランダ、ケープ植民地設立
1910年	「南アフリカ連邦」独立
1961年	英連邦から脱退し共和制移行（「南アフリカ」成立）
1991年	アパルトヘイト関連法の廃止
1994年4月	初の全人種参加型の総選挙を実施
1994年5月	マンデラ政権成立
1995年11月	全人種参加の地方選挙を実施
1997年2月	新憲法発効
1999年6月	第2回総選挙実施、ムベキ大統領就任

2004年4月	第3回総選挙実施、ムベキ大統領再任
2008年9月	ムベキ大統領辞任、モトランテ大統領就任
2009年4月	第4回総選挙実施
2009年5月	ズマ大統領就任
2014年5月	第5回総選挙実施、ズマ大統領再任
2018年2月	ズマ大統領辞任、ラマフォサ大統領就任
2019年5月	第6回総選挙実施、ラマフォサ大統領再任

### III. 政治

政体	共和制
元首	シリル・ラマフォサ大統領 (2018年2月就任)
議会	二院制（全国州評議会（上院に相当）90名、 国民議会（下院に相当）400名）
政府	シリル・ラマフォサ大統領
内政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1940年代後半に法制化されたアパルトヘイト政策は、1994年4月に完全撤廃</li> <li>・議会選挙でアパルトヘイト撤廃を推進したアフリカ民族会議（ANC）が勝利しマンデラ議長が大統領に選出、1996年には新憲法が議会、以後現在まで与党はANC</li> <li>・現政権ラマフォサ大統領は優先課題として、経済成長加速化、持続的生計創出、経済、社会インフラ整備、土地改革および食糧安全保障、人材開発、保健、治安、国際協力、資源管理、行政サービス向上等を掲げ、第2次政権発足時には国内経済対策重視の姿勢を表明</li> </ul>

## IV. 経済

### 1. 概要

通貨	ランド (Rand) 1米ドル=約14ランド (2018年11月) (出典：外務省ホームページ <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1</a> )
GDP	・3,494億米ドル ・1人当たりGDP=6,160.734米ドル (出典：世界銀行 2017年)
経済成長率	1.28% (2015年)、0.56% (2016年)、1.32% (2017年) (出典：世界銀行 2017年)
物価上昇率	5.5% (出典：世界銀行 2017年、年平均CPI)
失業率	27.3% (出典：世界銀行 2017年)
主要貿易品目	輸出：金、希金属、鉱物製品、化学製品、食料品類、繊維製品、機械製品、自動車類 輸入：食料品類、鉱物製品、機械製品、自動車類 (部品含む)、化学製品、繊維製品
貿易相手国	輸出：中国、米国、日本、ドイツ、インド 輸入：中国、ドイツ、サウジアラビア、米国、インド、日本

### 2. 地域経済共同体

アフリカ地域には多数の経済共同体が存在し、各国が複数の経済共同体に同時に参加している。南アフリカは、南部アフリカ関税同盟 (SACU) と南部アフリカ開発共同体 (SADC) に加盟している。

#### ■ 南部アフリカ関税同盟 (SACU) (1969年～)

ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドの5カ国が加盟する。域内関税は廃止、域外諸国との貿易に関しては、共通関税が導入されている。ボツワナを除く4カ国は共通通貨地域 (Common Monetary Area : CMA) を形成し、南アフリカの中央銀行である南アフリカ準備銀行 (South African Reserve Bank : SARB) の為替管理に従う。ランドは共通通貨地域内で使用可能であり、また各国の通貨は1対1でランドと交換される。

#### ■ 南部アフリカ開発共同体 (SADC) (1994年～)

アパルトヘイト体制を取っていた南アフリカから経済的独立を図るために形成された南部アフリカ開発調整会議 (SADCC) を前身としている。アパルトヘイト撤廃後に改称され、南アフリカも加盟した。

アンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、レソト、マダガスカル、マラウィ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエの15カ国が加盟する。域内関税の撤廃、通関手続の簡素化、国境での通関手続でのワン・ストップサービスの提供等を通じて貿易の円滑化を図る。2008年に自由貿易地域 (FTA) を発足させた。

なお、南部アフリカ開発共同体 (SADC) のEPA交渉グループとEUは2016年6月に経済連携協定 (EPA) に署名し、10月に暫定適用が開始された。同協定ではボツワナ、レソト、モザンビーク、ナミビア、スワジランドの5カ国がEUに輸出する際の関税をEUが撤廃するほか、南アフリカからEUへの輸出品目の98.7%についても完全あるいは部分的に関税を撤廃、削減することが定められている。

#### ■ 東南部アフリカ市場共同体 (COMESA) (1994年～)

1994年に東南部アフリカに設立された自由貿易協定で、1981年以来存在していた特惠貿易地域に替わり設立された。ブルンジ、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウィ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエの19カ国が加盟する。

ザンビアの首都ルサカに事務局を置き、加盟国間の経済統合や域内の貿易自由化、税関手続、輸送行政および投資環境の整備、加盟国間のビザ制度の共通化について等、広域的対応を要する課題に取り組んでいる。

#### ■ 東アフリカ共同体 (EAC) (2001年～)

東アフリカ諸国により結成された共同体。将来的な地域統合を目指している。共同体機構の本拠地はタンザニアのアルーシャ市で、2005年に関税同盟が発足。加盟国はウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジの5カ国。

## 第2章

# 南アフリカへの投資方法

## 1. 進出形態の種類

会社には以下の種類がある。

### ■ 営利会社 (Profit Company)

- 公開会社 (Public Company : LimitedまたはLtd)
- 非公開会社 (Private Company : Proprietary Limitedまたは (Pty) Ltd)
- 個人責任会社 (Personal Liability Company : IncorporatedまたはInc.)
- 外国会社 (External Company)
- 国有会社 (State Owned Company : SOC Ltd)

### ■ 非営利会社 (Non Profit Company)

#### 1. 公開会社

有価証券 (株式等) の公開募集や譲渡が禁止、制限されない会社である。

#### 2. 非公開会社

有価証券 (株式等) の公開募集を禁止され、株式譲渡が制限される会社である。

#### 3. 個人責任会社

取締役および過去の取締役が、自身の在籍期間中に契約した負債および債務について、会社と連帯して責任を負う形態の会社である。

#### 4. 外国会社

外国会社すなわち南アフリカ国外で設立された会社の南アフリカ支店または駐在員事務所である。会社法での株式公開に関する特定の規定に従わない限り、外国会社が株式を公開することは禁止されている。

外国会社がいわゆる支店や駐在員事務所として南アフリカで事業を行う場合は、外国会社 (External Company) として登記を行う必要がある。

## 5. 非営利会社

公共の利益、文化的、社会的活動、または共同体やグループの利益に関連する目的のために設立される会社である。会社法の全ての規定が適用されるわけではなく、会社法のスケジュール1に含まれる固有の規定が適用される。

## II. 進出形態の比較

日本企業を含む外国企業が南アフリカ共和国に進出する際の一般的な進出形態の比較は下表のとおり。

	外国会社		非公開会社	公開会社
	駐在員事務所	支店		
特徴	外国会社本社と同一法人とみなされる	外国会社本社と同一法人とみなされる	独立した南アフリカの法人有価証券（株式等）の公開募集を禁止され、株式譲渡が制限	独立した南アフリカの法人有価証券（株式等）の公開募集や譲渡が禁止、制限されない
営利活動	租税条約の内容による一般的には不可	可能	可能	可能
株主	外国会社本社と同一	外国会社本社と同一	1名以上、50名以下	1名以上
取締役	外国会社本社と同一	外国会社本社と同一	1名以上	3名以上
会社秘書役	外国会社本社と同一	外国会社本社と同一	不要 ただし実務上は選任を推奨	1名以上
最低資本金	該当なし	該当なし	1ランド以上	1ランド以上
法人税	租税条約の内容による一般的には免除	28%	28%	28%
利益、配当に係る源泉税	なし	なし	あり	あり
会計監査	なし	なし	監査またはレビュー	監査

### III. 設立手続

#### 1. 設立手続

概要は以下のとおり。

- (1) 企業知的所有権委員会（Companies and Intellectual Property Committee : CIPC）による社名登録

会社名を登録するための定型書式の申請書（フォームCOR9.1）を、企業知的所有権委員会に提出しなければならない。会社は4つの名前を選択肢として提出することができる。企業知的所有権委員会は、申請された社名が唯一のもので、利用可能であることを確かめる。

- (2) 会社の登記

定型書式の申請書と添付書類を、企業知的所有権委員会に提出する。

- 設立通知書（フォームCOR14.1）
- 定款（フォームCoR15.1AまたはフォームCoR15.1B）

- (3) 銀行口座の開設

会社の登記書類の原本や取締役の実在証明書等を銀行に提出し、会社用の銀行口座を開設しなければならない。

- (4) 南アフリカ歳入庁への届出

南アフリカ歳入庁（South African Revenue Service : SARS）に納税者として法人税、付加価値税、所得税等、関税等それぞれ個別に税務申告を行う。

- (5) 南アフリカ労働省への届出

失業保険基金（Unemployment Insurance Fund : UIF）と、労働災害補償（Compensation for Occupational Injuries and Disease Act : COIDA）の届出を行う。

## 2. 必要書類

### (1) 非公開会社

必要な書類は以下のとおり。

- フォームCoR15.1AまたはフォームCoR15.B（定款）
- フォームCoR14.1（会社設立通知書：Notice of Incorporation）
- フォームCoR14.1A（初代取締役：Initial Directors of the Company）
- 以下の添付書類
  - 全ての取締役および発起人のパスポート（外国人の場合）またはID（南アフリカ人の場合）の認証コピー
  - 申請者が取締役または発起人以外の場合、申請者のIDの認証コピー
  - 発起人が法人である場合、代表者への委任状
  - 発起人や取締役の一部または全員のために第三者が会社を設立する場合、当該第三者への委任状および当該第三者のIDの認証コピー
  - 企業知的所有権委員会に事前申請し会社名を予約している場合、社名予約に関する文書\*

※ 社名予約と設立の申請者は、原則として同じでなければならない。

以下の追加書類の提出が必要になる場合がある。

- CoR14.1B
  - 企業知的所有権委員会に事前申請し、会社名を予約していない場合

### (2) 外国会社の支店、駐在員事務所

必要な書類は以下のとおり。

- フォームCoR20.1（登記通知書）
- フォームCoR20.1 別紙A
- 以下の添付書類
  - 全ての外国会社の取締役のパスポート（外国人の場合）またはID（南アフリカ人場合）の認証コピー
  - 申請者が取締役以外の場合、申請者のIDの認証コピー
  - 取締役の一部または全員のために第三者が会社を設立する場合、当該第三者への委任状および当該第三者のIDの認証コピー
  - 外国会社本社の定款の認証コピー
  - 外国会社本社の設立証明書の認証コピー
  - 外国会社本社の直近の登記証明の認証コピー
  - 定款、設立証明書、登記証明が南アフリカの公用語以外の言語で記載されている場合、これらの翻訳版および翻訳証明書

## 第3章

# 会社運営と撤退

## 1. 会社法の概要

2011年5月1日に施行された2008年会社法（Companies Act、会社法）と2011年会社規則が適用されている。会社法に記載がない事項には、旧法である1973年会社法が対応する別の法律が施行されるまで適用される。

### 1. 強行法規と任意法規

定款によって変更できる任意法規と、変更できない強行法規がある。任意法規は、一般的に会社固有の事項について株主の意思決定と定款の定めによって変更可能な内容を取り扱っている。強行法規は、より公共の利益に関連する事項を取り扱っている。

強行法規が適用されない限り、定款により会社法の規定よりも厳格な要件を課すことができる。この目的は、定款を通じて個々の会社が株主、取締役会間の適切な関係を持つことを一定の限度内で認めることである。

なお、取締役会は、会社法または定款によって明示されない活動のほとんどを遂行することができる。

### 2. 定款および規程

#### (1) 定款

会社の根本規則である定款を、設立時に企業知的所有権委員会へ提出する必要がある。定款は、会社法が取り扱っていない事項や任意法規として変更可能な事項を規定する。非公開会社の定款には以下の2つの様式がある。いずれの様式を使用してもよいが、長文式様式はより詳細な内容を定めることができる。

- 標準様式（フォーム CoR 15.1A – Memorandum of Incorporation - Standard Short Form for Private Companies）
- 長文式様式（フォーム CoR 15.1B – Memorandum of Incorporation - Long Standard Form for Private Companies）

定款で規定する内容は概ね以下のとおり。

- 設立および会社の性質に関する事項
- 会社の証券に関する事項
- 株主に関する事項
- 株主総会に関する事項
- 取締役および役員に関する事項

## (2) 規程

取締役会は、会社法および定款に別段の定めがない限り、会社統治に必要なかつ付随的な規程を作成することができる。取締役会によって作成された規程は、次回の株主総会において株主の承認を得るまでは暫定的に有効とされ、株主総会で承認された後は定款と同様の効力を持つ。なお、規程は会社法および定款と矛盾する内容であってはならない。

## 3. 説明責任および透明性

全ての会社は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 登録事務所を有していること
- 7年間、所定の法定記録を維持すること
- 確定した事業年度を有すること
- 正確かつ完全な会計記録を維持すること
- 年次財務諸表を作成すること
- 年次報告書を企業知的所有権委員会等に提出すること

## 4. 資本

### (1) 株式の種類と発行

株式の額面価額はない。発行可能株式数、株式の種類、発行可能株式および権利と条件は、定款に規定される。なお、未分類の株式を設け、株式発行時に取締役が権利と条件を決定することも可能である。

定款に別段の定めがない限り、取締役は株式に係る以下の事項を行うことができる。

- 発行可能株式数の増減
- 未発行の発行可能株式の種類の変更
- 未分類かつ未発行の発行可能株式のある種類への分類
- 未分類かつ未発行の発行可能株式の権利、制限、その他の条件の決定
- 未発行の発行可能株式の発行

なお、取締役は十分な対価を伴う場合に限り、株式を発行することができる。十分な対価の定義はないので、公正価値から割引された価格が特定の事実や状況のもとで正当化されることもある。しかし、不十分な対価で発行されたことが事後的に判明した場合、株式発行は無効とはならないものの、取締役の責任が追及される可能性がある。また、将来のサービスや便益、将来の支払を対価とした株式発行も認められている。

## (2) 支払能力、流動性テスト

取締役会は、会社が以下の活動を行う前に、支払能力、流動性テストを行い、それぞれの基準を満たすことを確かめなければならない。

- 財政支援
- 取締役や関連会社に対する貸付、その他の財政支援
- 株主への分配
- 受領者が株式発行と現金支払を選択することができる株式発行
- 株式の買戻し、または買い入れ
- 合併

支払能力と流動性の基準は以下のとおり。

- 支払能力：会社の資産の公正評価額が、同様に評価された会社の負債額と同額または上回っている
- 流動性：今後12ヵ月間、通常の営業過程において期日を迎える負債を支払うことができる

支払能力、流動性テストで用いられる財務情報は、所定の会計基準に準拠した会計記録および財務諸表に基づいていなければならない。さらに、取締役会は、合理的に予見可能な偶発資産および偶発債務等を考慮する必要がある。

なお、会社が事業を行う上で常に、支払能力、流動性の基準を満たさなければならない訳ではない。しかし、基準を満たさない場合、会社は以下の事項を考慮する必要がある。

- 特定の活動の制限
- 財務的に困窮している場合（債務不履行あるいは債務超過等）、会社更生手続開始の義務付け
- 取引の中止
- 年次財務諸表の監査またはレビューが行われている場合の、会計監査人の監査またはレビュー報告書への影響

## 5. 利害関係者

会社法には広範な利害関係者、すなわち会社、取締役、株主のみならず、労働組合、従業員、債権者の権利が規定されている。例えば、労働組合には、以下の権利が認められている。

- 会社法に矛盾する会社の行為を防止するための訴訟の提起
- 会社更生手続を開始するための財務諸表の閲覧
- 取締役、所定の役員、関連会社への貸し付け等の財政援助について、知る権利
- 取締役が適格要件を満たさないという宣告のための訴訟の提起
- 会社更生手続の関係者として更生計画に策定に参加

## II. 会社の機関

### 1. 株主総会

#### (1) 年次総会

年次総会は、遅くとも前回から15ヵ月以内に開催しなければならない。公開会社と国有会社は、年次総会の開催が義務付けられており、以下の事項が検討される。なお、公開会社および国有会社以外の会社については、年次株主総会の開催は義務付けられておらず、定款等の規定に従って株主総会が開催される。

- 取締役報告書
- 監査済財務諸表
- 監査委員会報告書
- 取締役の選任、報酬
- 会計監査人の選任
- 監査委員会委員の選任

また、会計監査人は年次総会でのみ選任可能であるため、定款または会社法等の規定によって会計監査が必要とされる会社も、年次総会を開催しなければならない。しかし、これらの会社は会計監査人の選任以外の事項を年次総会で検討する必要はない。

#### (2) 臨時総会

定足数は議決権の25%および株主3名（株主が2名超の場合）である。

定款により定足数の比率を引き上げまたは引き下げできるが、株主3名（株主が2名超の場合）の出席要件を変更することはできない。出席者数が定足数に満たない場合は、臨時総会を延期することになる。

公開会社は開催日の15営業日以上前、非公開会社は10営業日以上前に、株主に通知しなければならない。この通知期間は、決議事項が普通決議か特別決議かに関わらず適用される。

### (3) 決議事項

普通決議は議決権の50%以上の承認、特別決議は75%の承認を得なければならない。

定款によって、普通決議に50%より高い比率を、特別決議に75%より低いまたは高い比率を採用することができる。また、決議事項ごとに異なる比率を定めることもできる。ただし、普通決議と特別決議の決議比率に、最低でも10%の差を設けなければならない。

以下の項目は、特別決議が必要となる。

- 定款の修正または改正
- 定款で定められた会社または取締役の権限を超える行為
- 取締役または役員、その他の会社関係者や取締役、役員の関係者に対する株式、転換証券、株式オプションの発行
- 30%超の議決権を有する株式または転換証券の発行
- 取締役、所定の役員、関係会社に対する財務支援
- 自己株式の取得
- 取締役に対する報償
- 任意解散
- 裁判所命令による解散
- 会社の登記を外国の管轄権に移転する場合
- 重要な取引※
  - ※ 例えば以下のとおり。
    - 会社の全てのまたは大部分の資産や事業の処分
    - 合併
    - 被買収に関する株主の同意獲得
- 株式買い取り請求権を生じさせた特別決議の取消
- 定款によって特別決議が必要と定めた事項

## 2. 取締役

### (1) 取締役（会）

取締役は、株主総会の決議事項を除き、会社法および定款に基づき会社を代理する広範な業務執行権を有している。ただし、会社に対する善管注意義務、信認義務を負い、利益相反取引および取締役としての地位に基づく不当利得を得ることが禁じられている。

完全な法的能力を持った自然人のみが取締役に就任する資格を有し、裁判所による就任禁止、破産宣告、特定の有罪判決を受けた者は、取締役に就任することができない。また、定款に就任要件を追加することができる。

取締役の義務や責任等に関する会社法の規定は、代理や事実上の取締役、取締役会委員会のメンバーや所定の役員<sup>\*</sup>に対しても適用される。

<sup>\*</sup> 社内の人物で、会社の事業活動の全体または重要な部分について、執行の管理、監督を行うか、または定期的にかかなりの程度でそれらに関する人物を言う。

非公開会社と個人責任会社は1名以上、公開会社と非営利会社は3名以上の取締役を選任する必要がある。過半数の取締役は株主総会で選任されるが、残り定款に定めることで株主総会以外の機関で選任できる。

取締役が複数の場合、取締役会が組織される。全ての取締役が通知を受けることを条件に、電子的方法による開催や持ち回り決議が認められている。

取締役の員数が最低員数を下回っている場合でも、取締役会の決議は有効になる。しかし、取締役会は、最低員数を満たすため、40営業日以内に追加の取締役を選任するための株主総会を招集しなければならない。また、監査委員会や社会、倫理委員会を設置する場合は、最低員数に加えて監査委員会と社会、倫理委員会のために、それぞれ3名の取締役が必要となる。ただし、1人の取締役が複数の委員を兼務できる場合は、必ずしも委員会ごとに3名を追加選任する必要はない。

### (2) 取締役会委員会

取締役会は、取締役会委員会を設置し権限を委譲することができる。取締役会委員会のメンバーは全て、取締役であるとみなされる。取締役会委員会のメンバーに、取締役以外を含めることも出来るが議決権は与えられない。なお、取締役会委員会への権限委譲は、取締役の義務を減免するものではない。

### (3) 監査委員会

公開会社、国有会社および定款によって監査委員会の設置が要求される会社は、毎年の年次株主総会において、3名以上の取締役を監査委員会のメンバーに選任しなければならない。なお、親会社の監査委員会が子会社の同委員会を代行する場合には、当該子会社は監査委員会を設置する必要はない。

監査委員会のメンバーの資格要件は、以下のとおり。

- 前事業年度に、会社の事業運営、管理に関与していないこと
- 直近3事業年度に、会社および関連会社の所定の役員または常勤の管理職でないこと
- 重要な仕入先や顧客であった等、会社との関係から誠実性、公正性、客観性が損なわれていると第三者が考えるような状況にないこと
- 上記に該当する人物の関係者ではないこと

また、監査委員会メンバーの3分の1以上は、経済学、法律、企業統治、財務、会計、商事、産業、公務、または人事管理の分野の学歴または実務経験を有していなければならない。

監査委員会の主な職務は以下のとおり。

- 会計監査人を指名する
- 会計監査人の報酬と契約条件を決定する
- 会計監査人の選任が、会社法および関連法令に準拠していることを確かめる
- 会計監査人が会社またはその関連会社に提供する非監査業務の性質と範囲を決定し、会計監査人による会社への非監査業務の提供を事前承認する
- 各事業年度の年次財務諸表に含まれる以下の報告書を作成する
  - 監査委員会の活動内容
  - 会計監査人が会社に対する独立性を保持していたか否か
- 以下の事項に関して受領した通知または監査委員会独自の懸念に対処する
  - 会社の会計実務と内部監査
  - 会社の財務諸表の内容とその監査
  - 会社の財務報告に関連する内部統制
  - その他
- 会社の会計方針、内部統制、会計記録および会計報告に関する事項を取りまとめ、取締役会に提出する
- 取締役会によって決定されたその他の監督機能を実行する

#### (4) 社会、倫理委員会

過去5年間のうち2期以上PIスコア<sup>1</sup>が500点を上回った会社は、社会、倫理委員会の設置が要求される。

<sup>1</sup> Public Interest Score、第4章 会計と財務報告を参照

### 3. 会計監査人

会社法または定款の規定により監査が必要になる会社は、毎年の年次株主総会において、会計監査人を選任しなければならない。

会計監査人の資格要件は以下のとおり。

- 南アフリカ勅許会計士協会 (South African Institute of Chartered Accountants: SAICA) 等に登録された個人または法人であること
- 会社の監査委員会に会計監査人として承認されていること
- 就任の日から過去5事業年度の間、以下の全てに該当していないこと
  - 会社の取締役への就任が禁止されるような個人
  - 会社の取締役や所定の役員、会社秘書役
  - 会社の財務記録の維持や財務諸表の作成に1年以上関与した従業員またはコンサルタント
  - 会社の会計帳簿の記帳や秘書関連の業務を定期的に行っている者
- 関連者\*でないこと

\* 個人の場合、夫婦、二等親以内の親族や個人が支配している会社等。

法人の場合、親子会社関係、兄弟会社関係にある会社等。

会計監査人が個人の場合、同一の個人は、5事業年度を超える期間連続して、会社の会計監査人を務めることはできない。また、個人が連続して2事業年度以上会計監査人を務めた場合は、その後少なくとも2事業年度が経過するまで、当該個人を会社の会計監査人に再任することはできない。

また、会計監査人が監査法人の場合、会計監査人独立規制委員会 (IRBA: Independent Regulatory Board for Auditors) は、2017年6月に監査法人のローテーションに関する規則を公表した。当該規則は2023年4月1日以降に開始する会計年度より適用され、上場企業等の社会的影響度の高い事業体 (PIE) は、10会計年度を超えて同一の監査法人を選任することはできず、少なくとも5会計年度は別の監査法人を選任する必要がある。

会計監査人の権限は以下のとおり。

- 会社の全ての会計記録、帳簿、会社書類を閲覧する権限を有し、取締役や所定の役員に対して、監査に必要なあらゆる情報や説明を要求することができる。また、親会社の会計監査人の権限は子会社にも及ぶ。

- その他の権限は以下のとおり
  - 株主総会への出席
  - 株主総会に関する通知等の受領
  - 株主総会で会計監査人の職務や機能に関する議題について、質問を受ける権限

会計監査人は、会社に対して以下の業務を提供することはできない。

- 監査職業家法（Auditing Profession Act）の第46条（5）に基づき会計監査人と会社の利害対立を生じさせるものとして、会計監査人独立規制委員会（Independent Regulatory Board for Auditors）に制限されている業務
- 会社の監査委員会が制限した業務

#### 4. 会社秘書役

全ての公開会社と国有会社は、会社法および関連法令に関する知識や経験を有する人物を、会社秘書役として任命しなければならない。会社秘書役は南アフリカの永住者でなければならない。

会社秘書役の主な職務は以下のとおり。

- 全ての株主総会、取締役および委員会の議事録が、会社法の規定に従って適切に記録されていることを確かめる
- 会社が会社法において必要とされる報告書、通知および年次財務諸表等を提出していることを確かめる
- 会社の年次財務諸表の写しが、利害関係者の全てに送付されていることを確かめる
- 会社が透明性と説明責任に関する会社法の規定を遵守していることを確かめる

#### 5. 納税管理人

会社は、税法に基づき設立後1ヵ月以内に納税管理人（Public Officer）を選任する必要がある。納税管理人は18歳以上の南アフリカ居住者であることが義務付けられており、取締役とは別の者にする必要がある。

納税管理人は、税務申告義務、歳入庁からの要求に対応する義務、通知を受取る義務および歳入庁へ各種届出を行う義務等を負う。

### III. 解散手続

解散手続には、以下の2つがある。

- 会社による任意解散
- 裁判所の命令に基づく解散

会社による任意解散は、支払能力のある会社すなわち、株主からの融資を除く未払い債務と未納税金がない場合に限って認められる。任意解散のためには、解散時点の総資産価値に応じて百～2万5千ランドの範囲で最高裁判所裁判官に対する手数料が発生するため、任意解散に先立って全ての資産を処分し配当金を分配しておくことが推奨される。

#### 1. 必要書類等

任意解散のためには、以下の書類または条件を具備する必要がある。

- 未払いの法的債務または未解決の係争等がないこと
- 歳入庁より、税務許可証 (Tax clearance certificate) を入手すること。入手に際しては通常、全ての税務申告書が漏れなく提出され、未納税金がないことが要求される
- 解散手続および銀行口座の閉鎖前に全ての配当金を支払うこと
- 過去3年間の監査済財務諸表および任意解散日現在の監査済財務諸表
- 会計帳簿
- 全取締役のパスポート (外国人の場合) またはID (南アフリカ人場合) の認証コピー
- 定款
- 会社登記簿
- 営業証明書
- 株券
- 社名変更証明 (必要な場合)
- 所定様式の申請書類 (フォームCoR CM 22、25、27、29および31等)
- 会計監査人が署名した未払いの法的債務がないことの証明書

## 2. 留意事項

- 会社の法人格と取締役、役員の債務は、任意解散とともに消滅する
- 任意解散した会社は、義務または債務を負うことおよび権利を有することができなくなる
- 任意解散した会社の第三者が権利を主張できない資産は、南アフリカに帰属する
- 任意解散前に選任された会社の代理人の権限は、任意解散手続により全て消滅する

## 3. 手続

- 株主総会の特別決議で任意解散を承認する
- 特別決議の議事録の写しと、解散条件を満たしていることの確認書等を企業知的所有権委員会に提出し、任意解散を申請する
- 任意解散の申請が行われると、最高裁判所の裁判官は清算人を選任する
- 清算人は、解散手続の開始を官報に掲載し、選任後6ヵ月以内に清算分配口座を設けて、最高裁判所裁判官に提出する。清算分配口座は、少なくとも裁判官の承認後14日間は検査のために残されなければならない。裁判官の検査が終了した旨は広告され、広告後に生じた全ての事務費用、債権者や株主への支払については、その証拠を裁判官に提出しなければならない
- 裁判官は、任意解散手続の完了を企業知的所有権委員会と清算人に通知する。手続の完了は企業知的所有権委員会に登録され、官報にも掲載される。企業知的所有権委員会に登録され、官報に掲載された解散日が会社清算日となる

なお、適切な必要書類が全て揃っている場合の任意解散手続は、通常9～12ヵ月で完了する。

## 第4章

# 事業規制

## I. 会計と財務報告

### 1. 会計制度の概要

2012年12月1日以降に開始する事業年度より、従前の南アフリカ会計基準は失効し国際会計基準（IFRS）に統一されているため、財務諸表はIFRSまたは中小企業向けIFRSに基づき作成されなければならない。なお、例外として、従業員数、負債、売上高等に基づいて算出したPIスコアが百点未満の小規模企業は、企業が任意に決定した会計基準を適用することが可能である。

会社法は、全ての会社に個別財務諸表の作成を求めている。他方IFRSは、原則として連結財務諸表の作成を要求している。そのため、子会社を保有する企業は通常、連結、個別双方の財務諸表の作成が必要となる。

南アフリカ固有の連結財務諸表の作成免除規定はなく、親会社が連結財務諸表の作成を免除されるのは、IFRS第10号 連結財務諸表 第4項が定める以下の要件を満たす場合に限られる。

親会社は、連結財務諸表を表示しなければならない。本基準は、以下の場合を除き、全ての企業に適用される。

親会社は、以下の条件の全てを満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要がない。

- 親会社が他の企業の100%子会社であるか、または他の企業の100%未満の子会社であり、他の所有者（それ以外では議決権が与えられない者も含む）が、親会社が連結財務諸表を表示しないことを知らされていて、それに反対していないこと
- 親会社の負債性または資本性金融商品が、公開市場（国内または外国の株式市場または店頭市場、ローカルおよび地域市場を含む）で取引されていないこと
- 親会社が、財務諸表を証券委員会その他の規制機関に公開市場で何らかの種類の証券を発行する目的で提出しておらず、提出する過程にもないこと
- 親会社の最上位の親会社またはいずれかの中間親会社が、IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること

## 2. 監査対象会社

公開会社および国有会社の年次財務諸表は、会計監査人による継続的な監査が要求される。公開会社および国有会社以外の会社は、PIスコアに応じて監査またはレビューが必要になる。

会社の種類	年次財務諸表の作成義務	監査	レビュー※1
公開会社	○	○	○
非公開会社	○	※2	※2
個人責任会社	○	※2	※2
国有会社	○	○	○

※1 レビューとは、年次財務諸表について、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明するものである。保証の水準は監査に比べて低く、その手続は質問および分析的手続を基本とする。

※2 具体的な取扱いは以下のとおり。

会社法またはヨハネスブルク証券取引所規則により、以下の企業は監査を受けなければならない。

- 上場企業およびその子会社
- 信託財産を5百万ランド以上保有する企業
- 非営利法人
- PIスコアが350点以上の会社
- PIスコアが百点以上かつ財務諸表を社内で作成している会社
- 定款、株主総会または取締役会決議で監査を必要と定めた会社

以下の会社は、取締役と株主の全員が同一の個人である場合を除き、レビューを受けなければならない。

- PIスコアが350点未満、かつ財務諸表を独立会計専門家が作成している会社
- PIスコアが100点未満、かつ財務諸表を社内で作成している会社

PIスコアの配点は次のとおり。

- 平均従業員数=1人につき1点
- 第三者に対する負債=100万ランドにつき1点
- 売上高=100万ランドにつき1点
- 株主数=1人につき1点

なお、以下の会社は、監査およびレビューが免除または義務付けられていない。

- 外国会社の支店、駐在員事務所
- 公開会社および国有会社以外の会社で、監査が必要なPIスコアに達しておらず、かつ、会社の全取締役が株主である場合

## II. 外資政策

南アフリカ政府は、新規の外国投資を歓迎しており、ほぼ全ての事業セクターが外国投資に対して開放されている。政府の承認が要求されるエネルギー、鉱業、銀行、保険および防衛等の特定のセクターを除いて、外国投資への制限は非常に限定的である。

南アフリカでの合併、買収は、1998年競争法（Competition Act）に基づく審査と承認の対象となる。同法は、特定の産業セクター、雇用、中小企業の競争力、国家産業の国際競争力に与える影響等の観点から、南アフリカ競争委員会が投資の可否を決定することを認めている。これに加えて競争裁判所は、競争委員会による決定を吟味する。具体的には規模に応じて以下の承認が要求される。

- 中規模買収（Intermediate Merger ❶）は競争委員会による承認
- 大規模買収（Larger Merger ❷）は競争裁判所と貿易産業大臣が吟味する競争委員会による承認

❶ 被買収企業の売上高または総資産が1億ランド以上で、かつ以下のいずれかに該当する買収

- 買収会社買収企業の売上高または総資産の合計が6億ランド以上
- 買収企業の売上高と被買収企業の総資産の合計、または買収企業の総資産と被買収企業の売上高の合計が6億ランド以上

❷ 被買収企業の売上高または総資産が1億9千万ランド以上で、かつ以下のいずれかに該当する買収

- 買収企業と被買収企業の売上高または総資産の合計が66億ランド以上
- 買収企業の売上高と被買収企業の総資産の合計、または買収企業の総資産と被買収企業の売上高の合計が66億ランド以上

また、南アフリカ貿易産業省（Department of Trade and Industry：DTI）は、競争優位性が低いセクターに注力しており、セクターの概要やインセンティブ制度に関する情報提供、規制環境についての相談、投資ミッションの促進、ジョイント・ベンチャー・パートナーの紹介、就労ビザ取得の支援、南アフリカへの事業移転のための物流サポート等を提供している。

さらに、南アフリカの産業政策行動計画（Industrial Policy Action Plan：IPAP）は、産業インフラの開発に焦点を当てている。その主な目的は、政府によるターゲットセクター（資本設備、輸送設備、自動車、化学、プラスチック製造、医薬品、林業、製紙、家具）への支援を可能にするよう、政府の調達方針を見直し、貿易と競争政策を使用して南アフリカの競争力を向上させ、中小企業による資金調達をしやすいすることである。

## 外資規制

### 1. 銀行（金融業）

南アフリカ国外で銀行業に携わる金融機関であっても、南アフリカで支店を設立するためには、以下の3つの条件を満たさなければならない。

- 登録機関（政府）の事前許可
- 公開会社であること
- 南アフリカの銀行法に基づいて、銀行として登録されること

銀行、保険等の金融業は政府の認可が必要であり、外国人による新設銀行の株式保有は15%に制限され、金融業セクターコードに基づき黒人資本参加比率を25%超にしなければならない。

### 2. 電気通信市場

通信事業には南アフリカ独立通信庁（Independent Communications Authority of South Africa：ICASA）の認可が必要で、南アフリカ独立通信庁、ユニバーサル・サービス・アクセス庁が管轄している。

2005年電子通信法は、南アフリカの公共、商業、コミュニティ放送の免許申請方法と外国会社等による資本所有規制を規定している。

電気通信業に属する全ての企業は、黒人資本参加比率を30%以上にしなければならない。

### 3. メディア

外国会社の出資比率は、20%が上限とされている。

#### 4. 鉱業および石油業

鉱業は、鉱物資源省（Department of Mineral Resources）の認可が必要である。鉱物資源省による鉱業憲章等は、黒人資本参加比率をそれぞれ鉱業26%、石油業25%まで引き上げることを要求しているが、議論がありその適用が延期されている。延期間中は、鉱業憲章の目標値に基づき黒人資本参加比率を引き上げる活動を続けるよう求められている。

#### 5. 保険業

退職基金、長期保険業（non-linked policies of long-term insurers）における外国資産比率は最大25%、政府系企業、投資運用会社および長期投資保険業における外国資産比率は最大30%とされている。なお、金融業全般における外国資産比率は最大35%とされている。

### III. 外国為替管理

#### 1. 概要

##### (1) 外国為替法

外国為替取引は、1933年に制定された通貨・外国為替法と1961年改正外国為替管理規制によって管理されている。企業は、南アフリカ国外への送金目的を明らかにして外国為替の公認金融機関の承認を得る必要がある。

##### (2) 為替管理政策

外国為替管理政策の責任は、財務大臣に委ねられる。財務大臣は、南アフリカ準備銀行に一定の権限と機能を委譲しているため、南アフリカ準備銀行が政府に代わって外国為替管理政策の実施および管理にあっている。

##### (3) 外国為替の公認金融機関

通貨・外国為替法は、南アフリカ国内の金融機関を外国為替の公認金融機関（外為公認銀行）に任命している。外為公認銀行は南アフリカ準備銀行から規則の確認と手続実施の権限を委譲されているので、外国為替管理事務の多くは、外為公認銀行を通じて行われる。

- (4) 外国為替法の適用地域  
 共通通貨地域すなわち南アフリカ、レソト、ナミビア、スワジランドの規制は同様であるため、南アフリカから他の共通通貨地域への投資、資金移動における南アフリカ準備銀行の承認は不要である。
- (5) 為替相場  
 以前は金融ランドと商業ランドの二重通貨制であったが、1995年に新ランドに統一し変動相場制に移行した。

## IV. 貿易管理制度

### 1. 貿易管理

貿易管理法（The International Trade Administration Act Act 71 of 2003）に基づく輸出入管理が行われている。

### 2. 輸入管理

中古品についてはほとんどの場合において輸入許可が必要になる。日本からの輸入貨物船に対する積載前検査は不要とされており、動物は30日の隔離期間が必要とされている。

輸入禁止、規制品目は、南アフリカ国際貿易管理委員会（International Trade and Administration Commission：ITAC）が定めており、主なものは以下のとおり。

(1) 主な輸入禁止品目	(2) 輸入許可を要する主な品目
a. 法に違反する銘柄、商標を使用した商品	a. 魚、甲殻類、軟体動物
b. 刑務所で作られた製品	b. 石油
c. 法に違反する模倣品	c. ゴム製品
d. わいせつな出版物、道具、器具	d. 衣服（古着）
e. 農産物	e. 履物
	f. 金、コバルト、カドミウム、マンガン
	g. 銃火器
	h. ギャンブル機器
	i. 中古品（自動車を含む）

また、以下の政府調達については、産業参加プログラム（National Industrial Participation Program：NIPP）を実施する義務が生じる。

- 南アフリカ政府や国有会社に対し、製品、機器、サービス等を販売する場合で、その製品、機器、サービスの合計額が1千万米ドルを超える場合
- 複数の契約で、製品、機器、サービスの南アフリカへの輸入額が1件当たり3百万米ドルを超え、2年間で合計1千万米ドルを超える、または契約の延長により合計が1千万米ドルを超える場合

該当企業は輸入額の30%（軍事関連の契約の場合は50%）相当の、対南アフリカへの投資または合併、ライセンス生産、南アフリカ企業への下請けまたは供給パートナーシップ、研究開発、南アフリカ国外への輸出促進等を同プログラムの契約締結後、7年以内に行うことが義務付けられる。

### 3. 輸出管理

輸出禁止、規制品目は、輸入と同じく国際貿易管理委員会によって定められており、主なものは以下のとおり。

(1) 主な輸出禁止品目	(2) 輸出許可を要する主な品目
a. 法に違反する銘柄、商標を使用した商品	a. アカシアの種
b. 刑務所で作られた製品	b. リチウム鉱
c. 法に違反する模倣品	c. 天藍石
d. わいせつな出版物、道具、器具	d. 鉛
	e. タングステン
	f. モリブデン
	g. タンタル
	h. 石油
	i. 航空燃料
	j. ディーゼル石油
	k. 石油ガス
	l. 人血
	m. 丸太
	n. 古紙
	o. 未加工のタイガーズアイ
	p. 自動車

また、南アフリカ独自の輸出制限地域はないが、国連決議に基づく特定の国への輸出の制限が課されている。政治的に不安定な国への武器、軍事品の輸出は制限または禁止されている。

#### 4. 海外決済用外貨口座

輸出入代金の決済を外貨建てで行う場合は、外国為替口座を開設し行う。輸出入取引に関わる企業およびサービスの提供者は、外貨を外国為替口座に保有することが許されておりランドに両替する義務はない。

#### 5. 輸出入手続

輸出入許可が必要な製品については、輸出入取引に先立って貿易産業省および関連各省の許可を得なければならない。

規制対象品目を輸入する場合は、積荷を発送する前に輸入許可証が必要で、許可がない場合は処罰の対象となる。輸入許可証は貿易産業省が発行し、交付を受けた者のみ使用でき、有効期間は交付された暦年内となる。

また、全ての輸出入業者は歳入庁へ税務申告の届け出をしなければならない。歳入庁は、手続簡素化のために単一行政文書 (Single Administrative Document : SAD) を採用している。同文書は輸入、輸出、越境貿易、中継貿易の手続全てに使える多目的の税関申告書になっている。

通関手続に必要な書類は以下のとおり。

- 船荷証券原本1通とコピー2通 (通関用)  
船荷証券は「記名式」 (straight)、「指図式」 (to order) のいずれも可。
- 原産地証明申告書 (フォームDA59)
- 商業用請求書 (署名済みの原本) 1通、コピー4通  
請求書には通関が価格決定を行うために必要な情報、すなわち商品名や商標のほか物品の性質や特徴、輸入税の査定や統計作成に必要な細目を記載する必要がある。歳入庁は無償の請求書を認めておらず、請求書には商品の正しい価値を記載する必要がある。
- 保険証明書1通  
輸入者からの指示、保険会社からの指示のいずれかまたは両方に従うこと。
- パッキングリスト3通  
記載内容は、他の書類の記載内容と一致していること。

## 6. 貿易外取引

利益、配当の国外送金に特別な制限はない。外国会社等に元本と利子、ノウハウ、特許、商標、著作権、その他のロイヤルティを支払う場合は、実行前に契約書等を外為公認銀行へ提出し、南アフリカ準備銀行による承認および内容によっては貿易産業省による承認も併せて得なければならない。事前承認を得ている場合、都度の送金に係る承認は不要になる。

## 7. 資本取引

### (1) 対内直接投資

外国会社からの南アフリカ企業への投資については、特別な規制はない。

### (2) 対外直接投資

南アフリカ企業から外国会社への投資が年間10億ランドを超える場合は、南アフリカ準備銀行の事前許可を得る必要がある。投資者は、投資対象企業の議決権の最低10%を保有していることが求められる。

### (3) 証券投資

居住者による外国証券投資は個人の場合4百万ランド、機関投資家の場合は運用資産の25～35%以内に制限されている。

### (4) 国外借入の実行

南アフリカ国外から借入する場合は、実行時に公認外為銀行を介した南アフリカ準備銀行の許可が必要になる。南アフリカ準備銀行は貸借人と賃貸人の関係、金額、期間、目的、金利等を考慮する。

外国会社が75%以上所有している企業の国外借入は、住宅用財産と金融取引を行う場合に限り、国内株主からの借入比率がその株式所有比率を超えると、その超過分は現地借入とみなされるという制限がある。

なお、金融取引には有価証券の購入、貸付証券、ヘッジ取引、現金先物取引等が含まれる。借入には、当座貸越、現地割引、資本財のファイナンシャル・リース、モーゲージ・ボンド、転換社債、国内株主からの借入等が含まれる。

### (5) 国内借入の実行

南アフリカ国内で借入する場合、借入の水準は総実質資本の割合に制限される。

## V. 黒人経済力強化政策

### 1. 概要

黒人経済力強化政策 (Broad-Based Black Economic Empowerment : B-BBEE) は、経済改革を推進、奨励する南アフリカ政府の方針である。この方針は、黒人の権利拡大と過去の不平等への対処を目的としている。

南アフリカの黒人には、生まれもしくは南アフリカ人の家系出身の黒人、カラード（混血の人々）、インド人、中国人が含まれる。全ての人種の女性が、過去に不利益を被っていたものとみなされるため、全ての女性の権利拡大も奨励されている。

B-BBEEは、幅広く黒人の地位回復を目的とした南アフリカ独特の制度であり、その中に黒人の経済的地位向上に向けた企業の取組みや貢献度を、所有権、経営支配、技能開発、企業およびサプライヤーの発展、社会経済発展の5つの要素によりスコア化し、レベル1から8および不遵守に格付けするものがある。

B-BBEEの遵守は強制ではないが、以下の観点からB-BBEEの遵守は有益であるため、公共セクター以外に属する企業にも幅広く普及している。

- 南アフリカの政府機関への入札を評価する際に、B-BBEEへの一定の遵守レベルを有する企業に対しては、追加の得点が付与される。
- 企業は、政府機関への入札の獲得可能性を高めるためにより高いB-BBEEレベルを目指す。そのために、企業のサプライヤーに高いB-BBEEレベルを求める場合がある。
- 政府機関が提供する各種優遇措置の申請要件にB-BBEEの遵守が含まれている場合がある。

スコアの配点基準は、通商産業大臣が適正実施基準（Code of Good Practice、通称コード）に定めている。旧コードは2007年2月に官報に公示され施行され、2015年5月に新コード（2013年10月11日に官報公示）に移行した。そのため、本ガイドブックは、新コードに準拠している。

なお、鉱業憲章等のセクター別の憲章や規準が監督省庁等により発行されている場合は、当該セクター別コードが新コードに優先して適用される。

## 2. 適用区分

企業規模	遵守要素	要件
適用除外零細企業 (Exempted Micro-Enterprise) (※1)	なし	売上高1千万ランド未満
小企業 (Qualifying Small Enterprise) (※2)	5要素全て	売上高1千万ランド以上、 5千万ランド未満
中堅、大企業 (Generic Enterprise)	5要素全て	売上高5千万ランド以上

(※1) 自動的にB-BBEEレベル4とみなされる。さらに、黒人所有比率が51%以上の場合はレベル2、100%の場合はレベル1とみなされる。

(※2) 中堅、大企業と異なる配点基準が適用される。さらに、黒人所有比率が51%以上の場合はレベル2、100%の場合はレベル1とみなされる。

## 3. 配点基準

遵守要素	主な遵守目標	配点	
		小企業	中堅、 大企業
所有権	黒人が保有する企業の議決権と享受する経済的利益の割合が25%+1以上	25	25
経営支配	上級経営者や取締役会における黒人の割合をその階層に応じて高める	15	19
技能開発	黒人労働者への技能教育、指導、実習に要した支出の総給与に対する割合を増やす	25+5	20+5
企業および サプライヤー の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒人労働者への技能教育、指導、実習に要した支出の総給与に対する割合を増やす</li> <li>認定サプライヤー*からの財、サービスの購入割合を増やす</li> <li>黒人経営企業の支援と発展への寄与度合いを高める</li> </ul>	30+3	40+4
社会経済 発展	地域社会での黒人の経済参画促進への貢献度合いを高める	5	5
	合計	100+8	109+9

\* Empowering Supplier、本章 VI 4. 認定サプライヤーを参照

また、新コードでは以下の3つの要素が、優先要素（Priority Elements）とされており、最低限の遵守目標が設けられている。これを満たさない場合は、その企業のB-BBEEレベルは自動的に1レベル減点される。

優先要素	最低遵守目標	中堅、大企業	小企業
所有権	評価項目の1つである正味価格*の得点がある満点の40%以上	満たす必要あり	満たす必要あり
技能開発	合計点が満点の40%以上		満たす必要あり
企業およびサプライヤーの発展	それぞれの評価項目である優先調達、サプライヤー開発、事業開発の配点が満点の40%以上		いずれか1つを満たす必要あり

\* 正味価格は、所有権の要素の評価項目の1つで、黒人参加者の資本からその株式投資のための負債を控除した価格を意味する。正味価格の配点は黒人参加者の資本の価格が取得のための負債を上回り、企業の成長率が高いほど高い点が付与される。

上記配点基準による合計得点に基づいて、B-BBEEレベルが決定される。

BEEランク	要件（スコアカードの合計点数）	調達認識レベル*1
レベル1	100点以上	135%
レベル2	95点以上100点未満	125%
レベル3	90点以上95点未満	110%
レベル4	80点以上90点未満	100%
レベル5	75点以上80点未満	80%
レベル6	70点以上75点未満	60%
レベル7	55点以上70点未満	50%
レベル8	40点以上55点未満	10%
不遵守	40点未満	0%

\*1 調達認識レベルは、「企業およびサプライヤーの発展」要素の評価項目の1つである「優先調達」に関連する。ある企業の調達認識レベルが高ければ、その顧客の「優先調達」を評価する際、当該企業への発注額以上の金額が『B-BBEEに適った支出』として集計されるため、顧客のより高いBEEランクの獲得に貢献することになる。

B-BBEEの目的に適った支出 = 発注先企業への支出額 × 発注先企業の調達認識レベル

#### 4. 認定サプライヤー

企業およびサプライヤーの発展の要素の評価項目の1つである優先調達で得点対象になるのは認定サプライヤー（Empowering Supplier）からの調達のみである。そのためB-BBEEレベルを高めたい取引先は、認定サプライヤーからの調達を好むことになる。

認定サプライヤーになるためには、中堅、大企業は以下のいずれか3つを、小企業はいずれか1つを満たす必要がある。

要件	内容
現地調達	労務費と減価償却費を除いた総費用のうち、少なくとも25%は現地生産者、現地サプライヤーから調達しなければならない（サービス業では労務費を含めることができるが、15%が上限とされている）
雇用創出	黒人従業員が前年を下回っていないという条件のもと、新規雇用の50%が黒人に対するものであること
原料加工	事業の25%以上が、現地生産、組立、包装を含む原料加工、選鉱であること
技能移転	黒人所有の小企業あるいは適用除外零細企業の事業または財務能力の向上のため、少なくとも年間12営業日をそれらの企業の支援に充てること
労務費 (サービス業)	少なくとも85%の労務費が南アフリカ人の従業員に支払われなければならない

なお、適用除外零細企業と操業を開始したばかりの企業は、自動的に認定サプライヤーとみなされる。

#### 5. 資本同等プログラム

資本同等プログラム（Equity Equivalent Program）は、所有権の要素である黒人への株式の経済的利益と議決権の移転の代わりに、同等の貢献を生むスキームを所有権の要素の達成として取り扱う制度である。実際には、事務負担とコスト負担が非常に大きくなりやすいため、同プログラムの適用は非常に稀であると言われている。

具体的には、全世界的に例外なく資本を他社に譲渡しないグループ方針のある企業の南アフリカ現地法人（完全子会社）が、黒人への株式譲渡の代わりに技術訓練校等を設立する場合等が挙げられる。

なお、黒人参加者の議決権および経済的利益に不利な影響を及ぼすスキームは全て、隠れ蓑操作（Fronting Practice）とみなされ、罰金および収監等の刑罰の対象になることに留意する。

## VI. 財産権

### 1. 外国会社の土地保有

外国会社は、南アフリカで土地の売買および所有が可能である。土地の売買は、全て土地譲渡法（Alienation of Land Act）で規制されている。

#### (1) 購入条件

以下を満たす必要がある。

- 購入登録者が現地事業体として認可されていること
- 所有者が先住民でない場合は、購入手続を南アフリカ国民である納税管理人に委任する必要がある

#### (2) 購入手続

一般的に、南アフリカでの土地購入手続には、2～3カ月かかる。購入者は以下の書類を用意しなければならない。

- パスポートの認証コピーおよび身分証明書
- 婚前契約、結婚証明、離婚判決（該当する場合）
- 就労ビザ、滞在許可証等（該当する場合）

不動産業者を介して譲渡契約を締結する。この譲渡契約は法的拘束力を持つ文書で、原則として以下の情報を含む必要がある。

- 物件購入者の氏名
- 住所および当該物件の詳細
- 購入価格および前払金
- 所有開始日
- 欠陥の詳細および販売前に修繕すべき箇所
- ローンと保証金に関する事項
- 物件に残された備品等
- 受け入れの期限と正式オファーの期限
- 売り手と買い手の情報詳細
- 電気、ガス、水道、電気柵等の検査証（該当項目のみ）
- 木材食害昆虫類の検査証

譲渡契約の内容を変更する場合は、売買双方の仮調印が必要になる。署名入りの契約書等の草案および返済能力を保証する財務情報等を用意した後、法定代理人が譲渡機関（Deeds Registry）へ譲渡契約を提出する。譲渡契約が譲渡機関に審査され、許可が下りれば名義変更登記が行える。この過程にはおよそ10～14日かかる。

## 2. 特許権

特許法（Patent Act 57 of 1978）に規定される新たな発明をした者に与えられる独占的権利である。

南アフリカは特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）のメンバーであるため、特許協力条約に基づき1つの国際出願書を条約に従って提出すると、全ての加盟国で出願したのと同じ効果を得ることが可能になっている。

特許権の有効期間は、出願日から20年間で通常は更新できず、特許権の所有者は権利を維持するために年間登録料を支払う必要がある。

## 3. 意匠権

意匠法（Designs Act 195 of 1993）で規定される。意匠登録は、審美的意匠（Aesthetic Designs）と機能的意匠（Functional Designs）の2種類に分類される。審美的意匠は、物品に適用される意匠であり視覚に訴えて美的感覚を起こさせる意匠をいう。機能的意匠は、物品に適用される意匠でありその意匠の機能を保護するための意匠をいう。それぞれの要件は以下のとおり。

### < 審美的意匠 >

- 新規性がありオリジナルなものである
- 形状、構造または装飾が美的である
- 工業的生産過程にて製造可能である

### < 機能的意匠 >

- 新規性があり陳腐的でないものである
- 形状または構造が機能によって必要とされる
- 工業的生産過程にて製造可能である

審美的意匠権は登録日または公表日（いずれか早い方）から15年間、機能的意匠権は10年間有効である。

## 4. 商標権

商標法（Trade Marks Act 194 of 1993）で規定される。商標が登録されると商標登録者には標章の独占的使用権が与えられる。商標が登録されている場合、他の者は同じまたは類似の商標を使用できない。使用した場合は法的措置が取られる可能性がある。

また、商標法には団体商標の規定があり、企業等は団体で使用している商品やサービスの商標を登録することができる。

商標権の有効期間は出願日から10年間で、10年ごとの更新が可能である。出願してから審査までに約18ヵ月～3年程度必要で、維持するためには年間登録料を支払う必要がある。

## 5. 著作権

著作法（Copyright Act 98 of 1978）で規定される。著作権は書籍の著者、デザイナー等の作品を保護するための独占的権利で、文学、音楽、芸術作品や、映画フィルム、文学作品、音楽、絵画、映画、コンピュータープログラム等が対象になる。

著作権の有効期間は、以下のとおりである。

- 記述された作品の場合、著者の没後50年間
- コンピュータープログラムの場合、最初の公開日から50年間
- 録音物、ラジオ番組、テレビ番組の場合は、最初の放送から50年間
- 映画は最初の公開日から50年間

## 第5章

# 税制

## I. 法人税

### 1. 概要

#### (1) 居住地国課税

南アフリカの法人税法は、居住地国課税を採用している。南アフリカ居住者は南アフリカを含む全ての国で得た所得（全世界所得）、非居住者は南アフリカで得た全ての所得が課税対象になる。

居住者の定義は以下のとおり。

- 南アフリカ国内で法人化、設立、組成された自然人以外の者、または、
- 南アフリカ国内に事業を行う一定の場所を有する自然人以外の者のうち、二重課税の回避のために南アフリカ政府が他国政府と締結した租税条約の適用上、他国の居住者とみなされる者以外の者

租税条約の規定が適用されない限り、南アフリカに設立された企業は、その全世界所得が南アフリカにおいて課税される。

—参考：日本・南アフリカ租税条約 抜粋—

#### 第7条

1. 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ課税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

#### 第5条

1. この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう。
2. 「恒久的施設」には、特に、以下のものを含む。
  - (a) 事業の管理の場所
  - (b) 支店

- (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油または天然ガスの抗弁、採石場その他天然資源を採取する場所
3. 建設工事現場もしくは建設、据付けもしくは組立ての工事またはこれらに関連する監督活動については、12カ月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。
5. 1および2の規定に関わらず、企業に代わって行動する者（独立の地位を有する代理人を除く）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。（以下、省略）

(2) 税率

法人税の税率は28%であり、南アフリカ内国法人と外国会社の支店に対する法人税率は同じである。

年間売上高が20百万ランド以下のSmall Businessについては、下表の軽減税率が適用される。

2018年4月1日から2019年3月31日までに終了する事業年度	
課税所得	税率
78,150ランド以下	0%
78,150ランド超 365,000ランド以下	78,150ランドを超える部分に対して7%
365,000ランド超 550,000ランド以下	365,000ランドを超える部分に対して 21% + 20,080ランド
550,000ランド超	550,000ランドを超える部分に対して 28% + 58,930ランド

年間売上高が1百万ランド以下のMicro Businessについては、下表の税率によるTurnover Taxの適用が可能である。

2018年3月1日から2019年2月28日までに終了する事業年	
売上高	税率
335,000ランド以下	0%
335,000ランド超500,000ランド以下	335,000ランドを超える部分に対して1%
500,000ランド超750,000ランド以下	500,000ランドを超える部分に対して2% +1,650ランド
750,000ランド超	750,000ランドを超える部分に対して3% +6,650ランド

### (3) 課税所得

企業の課税所得は、所得税法の規定に基づいて以下のように計算される。

総所得 - 非課税所得 - 特別控除 - その他の控除 + キャピタルゲイン

一般的に、所得の獲得のために実際に発生した費用で、資本的性質を有しない場合には、費用の減算（控除）は認められる。

### (4) 申告、納付手続等

企業は、設立等による納税義務の発生から60日以内に歳入庁に届け出し、納税者として登録されなければならない。課税対象期間として、企業の事業年度が適用される。

申告期限は翌事業年度末であるが、以下の年2回の仮払い税金の納付が要求され、必要な場合には、不足分のための第3回目の支払を行うことも可能である。

- 第1回：事業年度開始後6ヵ月以内
- 第2回：事業年度末日まで
- 第3回：事業年度末日後6ヵ月以内（2月末決算の場合のみ、7ヵ月以内）

税務申告書の提出日、様式、納付時期等は、毎年歳入庁長官から公示される。

## 2. 移転価格税制

移転価格税制は、南アフリカ企業と国外にある同社の関連企業との間の取引による所得の国外移転を防止するための税制である。国外の関連企業との取引価格（移転価格）を資本支配関係のない独立した第三者と取引をした価格（独立企業間価格）に計算し直すことによる、適正な国際課税を目的とする。

南アフリカ企業が国外の関連企業との財、サービスの取引価格を通常価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能になる。そのため、南アフリカ企業は、納税者として取引価格が独立企業間価格であることを証明する責任を負い、実際の取引価格と独立企業間価格との差額がある場合は、当該差額が課税所得に加算されることになる。

### (1) 移転価格文書化

南アフリカ企業は、SARSからの依頼に応じて、取引価格が独立企業間価格であることを証明する書類を提出しなければならない、あらかじめ当該証明書類を作成（文書化）し、社内で保管することが強く推奨されている。

2016年10月1日以降に開始終了する事業年度より、年間100百万ランドを超える国外グループ企業との取引がある南アフリカ企業を対象に、①1取引あたり5百万ランドを超える取引の詳細情報、②当該グループの系統図、③関連する経営者の氏名、④当該取引に影響を与える可能性のある経済的・法的事項等の記録を企業内に保管することが義務付けられている。

### (2) 国別報告書

年間売上高が100億ランド以上の多国籍企業の最終親会社は、2016年1月1日以降に開始する事業年度より、事業年度末日から12ヵ月以内に、国別の活動状況に関する報告書をSARSに提出しなければならない。南アフリカの非居住者である最終親会社が南アフリカ以外の国で国別報告書を提出する場合、当該親会社の南アフリカ子会社は、事業年度末日より12ヵ月以内に、その旨をSARSに通知しなければならない。

### (3) マスターファイルおよびローカルファイル

年間100百万ランドを超える国外グループ企業との取引がある南アフリカ企業は、2016年10月1日以降に開始する事業年度より、事業年度末日から12ヵ月以内に、マスターファイル（グループの活動の全体像に関する情報）およびローカルファイル（国外グループ企業との取引における独立企業間価格を算定するための詳細情報）をSARSに提出しなければならない。

### 3. 過小資本税制

過小資本税制は、資本に照らして過剰な国外関連者からの借入を制限する制度である。南アフリカにおいては、2013年4月1日に、国際取引からの課税所得の決定（過小資本税制）に関する解釈通達（Interpretation Note）のドラフトが公表され、2012年4月1日以降開始する事業年度より、過小資本税制も移転価格税制の一部として取り扱われることとなり、グループ会社からの借入に係る利息が独立企業間価格と比較して適切であるか否かを検証することが求められる。

なお、資本に対する負債の比率が1:3という資本の健全性に関するルールが過去に存在していたが、上記解釈通達により（2012年4月1日以降開始する事業年度より）当該ルールは撤廃されている。

### 4. 統括会社

外国人投資家が、他のアフリカ諸国への拡大も視野に入れて南アフリカへの投資を検討する場合、その基盤となる拠点として、南アフリカに統括会社（Headquarter Company）を設立することがある。

南アフリカの税法上、統括会社は、

- タックスヘイブン対策税制上の特定外国子会社等\*とはみなされず、
- 統括会社が行う配当は配当税（源泉税）の対象外となるが、
- 統括会社の支払利息の損金算入は、その受取利息の金額の範囲に限定される。

※ 南アフリカ法人が、無税もしくは税負担が極めて低い国、地域に統括子会社を設立し、そこで稼得した利益を長期にわたり南アフリカ法人に分配せず、留保しておくことにより税負担の回避を行うことが可能と考えられる。当該統括子会社が、特定外国子会社等とみなされる場合は、当該統括子会社の現地所得が、南アフリカ法人の所得に合算され南アフリカの税制により課税される。

税務上、統括会社と認定されるための要件は、以下のとおりである。

- 統括会社が南アフリカ居住者であること
- 統括会社の各株主が、株主資本および議決権の10%以上を保有していること
- 現金または要求払預金を除いた統括会社の総資産の80%以上が、外国子会社に対する投資であり、統括会社が当該外国子会社の株主資本および議決権の10%以上を保有していること
- 統括会社の課税対象年度の総収入が5百万ランド超の場合、当該総収入の50%以上が、南アフリカ国外子会社によって支払われる賃借料、利息、ロイヤリティ、またはサービス報酬で構成されている、または保有していた株主資本あるいは知的財産権の処分から生じたものであること
- 各課税対象期間において、上記の要求事項を遵守し続けること

## 5. 欠損金の繰越および繰戻

課税年度における税法で認められた控除額が総所得を上回る場合、欠損金が発生する。欠損金は翌課税年度以降に繰り越され、将来の課税所得と相殺することができる。事業を継続して行っている限り、欠損金は無期限に繰り越すことができる。ただし、事業を行わない年度が生じた場合は、欠損金をそれ以降の課税年度に引き継ぐことができなくなる。

また、欠損金をそれ以前の課税年度の課税所得と相殺すること、すなわち繰戻は認められていない。

## 6. グループ法人税制

法人税法上、組織再編や合併等の取引に関連して、所定の要件を満たした場合の税の繰延に関する規定が設けられているが、グループ内のある企業の欠損金と同グループ内の他の企業の所得を相殺することは認められていない。

## 7. キャピタルゲイン税

南アフリカ居住者は、全世界の資産の処分がキャピタルゲイン税(Capital Gain Tax)の対象となる。非居住者は、以下のような資産の処分に限り、キャピタルゲイン税の対象となる。

- 南アフリカ国内にある不動産の処分
- 南アフリカ国内の恒久的施設(Permanent Establishment)の資産の処分
- 市場価値の80%が南アフリカ国内にある不動産で構成されている株式の処分

企業(非居住者を含む)の場合、資産の譲渡益の80.0%が事業所得に加算されるため、28%の法人税率を乗じたキャピタルゲイン税の実効税率は22.4%となる。

## 8. その他の取引税

### (1) 関税制度

項目	内容
関税体系	複税制（一般税制とFTA等による税制）
品目分類	・ HS (Harmonized System) 分類（1988年1月1日より） ・ HSコードは国際的な貿易の分類コード
関税の種類	・ 従価税（財やサービスの取引価格を基準にして税率を決める課税方式）を採用 ・ 輸入品に対して品目に応じて3~20%の関税が適用 ・ 例外的に洋服、装飾品に45%、ダンピング、不当廉売品に150%を上限とした税率が適用
課税基準	課税基準は、FOB価格（Free on Board、商品が船舶や貨車、飛行機等に荷積みされた時点で、その商品の所有権が買主に移転するという取引条件）
対日輸入適用税率	WTO協定国としての関税率が適用
特惠等特別措置	・ 南部アフリカ関税同盟（SACU）加盟国（南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビアおよびスワジランドの5カ国）間の取引については関税が免除 ・ 欧州自由貿易連合（EFTA）諸国への輸出時の輸出関税は無税 ・ 南部アフリカ開発共同体（SADC）に対しては最恵国税率よりも低い税率が適用

### (2) 有価証券譲渡税（Securities Transfer Tax）

証券の譲渡において、証券価値の0.25%の有価証券譲渡税が課せられる。上場有価証券の譲渡であればブローカーが支払義務を負い、非上場株式等であれば株式の発行会社が一旦負担した上で、株式等の取得者に請求することになる。

### (3) 不動産取得税（Transfer Duty）

不動産を取得する場合に当該不動産の公正な時価または対価に応じて、2017年3月1日以降取得した不動産に対して、以下の累進課税が適用される。ただし、付加価値税の課税対象取引（売り手がVAT納税者である場合等）は、非課税となる。

不動産価値	税率
90万ランド以下	0%
90万ランド超 125万ランド以下	90万ランドを超える部分に対して3%
125万ランド超 175万ランド以下	125万ランドを超える部分に対して 6%+10,500ランド
175万ランド超 225万ランド以下	175万ランドを超える部分に対して 8%+40,500ランド
225万ランド超 1千万ランド以下	225万ランドを超える部分に対して 11%+80,500ランド
1千万ランド超	1千万ランドを超える部分に対して 13%+933,000ランド

(4) 物品税 (Excise Duty)

燃料、タバコ製品、アルコール、石油製品、石炭等、南アフリカ国内で生産される特定の物品に、物品税が課税される。また、テレビ、音響機器や化粧品等の特定の物品に、従価税が課される。

(5) 相続税 (Estate Duty)

30百万ランドを上回る額の純遺産に対して25%の相続税が課税される。

(6) 航空旅客税 (Air Passenger Duty)

南アフリカ国内または国外へ行く旅客機の乗客に課税される。南アフリカ国内のフライトは1回につき82ランド、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 加盟国へのフライトは1回につき169ランド、他の国へのフライトは1回につき223ランドである。

(7) ダイヤモンド輸出関税 (Diamond Export Levy)

生産者、加工業者、保有者は、5%のダイヤモンド輸出関税を支払わなければならない。

(8) 鉱物石油資源特許料 (Mining and Petroleum Royalties)

2008年鉱物石油資源特許法に基づき、歳入庁に使用料を支払う。税率は同法に基づき決定され、精製された資源については0.5~5%、未精製の資源については0.5~7%である。

### (9) アンチダンピング税 (Anti-dumping Duty)

ダンピング（外国市場を確保するため、国内価格よりも低い価格で商品を外国へ販売すること）によって被害を受ける南アフリカの産業を救済するために、輸出価格と輸出国の国内価格の差額を上限として、相手国の物品に追加的に関税としてアンチダンピング税が賦課される場合がある。

## II. 源泉税

南アフリカ企業から国外の南アフリカ非居住者に配当、利息またはロイヤルティ等を送金する場合、南アフリカとの二国間租税条約に特段の定めがない限り、2017年2月22日以降の配当金の支払については、20%の源泉税（当該日以前は15%）が、利息及びロイヤルティの支払については、15%の源泉税が課せられる。

サービス・フィーの支払については、現在、源泉徴収制度の対象となっていないが、南アフリカ非居住者が居住者に対してサービス提供を行い、サービス提供期間にわたる対価の金額が10百万ランドを超える（超えることが見込まれる）場合には、サービス提供者である南アフリカ非居住者はSARSにその旨を報告しなければならない。

源泉徴収税率は、二国間租税条約の規定の適用により軽減される場合がある。南アフリカの租税条約締結国および租税条約による軽減後の源泉税率は下表のとおりである。

### 《アフリカ》

国名	配当	利息	ロイヤルティ
アルジェリア	10% / 15%	10%	10%
ボツワナ	10% / 15%	10%	10%
カメルーン	10% / 15%	10%	10%
コンゴ民主共和国	5% / 15%	10%	10%
エジプト	15%	12%	15%
エチオピア	10%	8%	20%
ガーナ	5% / 10%	5% / 10%	10%
ケニア	10%	NA	NA
レソト	10% / 15%	10%	10%
マラウイ	NA	10%	0%

国名	配当	利息	ロイヤルティ
モーリシャス	5% / 10%	0%	0%
モザンビーク	8% / 15%	8%	5%
ナミビア	5% / 15%	10%	10%
ナイジェリア	7.5% / 10%	7.5%	7.5%
ルワンダ	10% / 20%	10%	10%
セーシェル	5% / 10%	0%	0%
シエラレオネ	NA	15%	15%
スワジランド	10% / 15%	10%	10%
タンザニア	10% / 20%	10%	10%
チュニジア	10%	5% / 12%	10%
ウガンダ	10% / 15%	10%	10%
ザンビア	NA	0%	0%
ジンバブエ	5% / 10%	15%	0%

《その他》

国名	配当	利息	ロイヤルティ
オーストラリア	5% / 15%	10%	5%
オーストリア	5% / 15%	0%	0%
ベラルーシ	5% / 15%	5% / 10%	5% / 10%
ベルギー	5% / 15%	10%	0%
ブラジル	10% / 15%	15%	10% / 15%
ブルガリア	5% / 15%	5%	5% / 10%
カナダ	5% / 15%	10%	6% / 10%
チリ	5% / 15%	NA	NA
中国	5%	10%	7% / 10%
クロアチア	5% / 10%	0%	5%
キプロス	5% / 10%	0%	0%
チェコ	5% / 15%	0%	10%
デンマーク	5% / 15%	0%	0%
フィンランド	5% / 15%	0%	0%
フランス	5% / 15%	0%	0%

国名	配当	利息	ロイヤルティ
ドイツ	7.5% / 15%	10%	0%
ギリシャ	5% / 15%	8%	5% / 7%
香港	5% / 10%	10%	5%
ハンガリー	5% / 15%	0%	0%
インド	10%	10%	10%
インドネシア	10% / 15%	10%	10%
イラン	10%	5%	10%
アイルランド	5% / 10%	0%	0%
イスラエル	25%	25%	0% / 4.2%
イタリア	5% / 15%	10%	6%
日本	5% / 15%	10%	10%
韓国	5% / 15%	10%	10%
クウェート	0%	0%	10%
ルクセンブルグ	5% / 15%	0%	0%
マレーシア	5% / 10%	10%	5%
マルタ	5% / 10%	10%	10%
メキシコ	5% / 10%	10%	10%
オランダ	5% / 10%	0%	0%
ニュージーランド	5% / 10%	10%	10%
ノルウェー	5% / 15%	0%	0%
オマーン	5% / 10%	0%	8%
パキスタン	10% / 15%	10%	10%
ポーランド	5% / 15%	10%	10%
ポルトガル	10% / 15%	10%	10%
カタール	5% / 10%	NA	NA
ルーマニア	15%	15%	15%
ロシア	10% / 15%	10%	0%
サウジアラビア	5% / 10%	5%	10%
シンガポール	5% / 15%	0%	5%
スロバキア	5% / 15%	0%	10%
スペイン	5% / 15%	5%	5%

国名	配当	利息	ロイヤルティ
スウェーデン	5% / 15%	0%	0%
スイス	5% / 15%	5%	0%
台湾	5% / 15%	10%	10%
タイ	10% / 15%	10% / 15%	15%
トルコ	10% / 15%	10%	10%
ウクライナ	5% / 15%	10%	10%
アラブ首長国連邦	5% / 10%	NA	NA
イギリス	5% / 10% / 15%	0%	0%
アメリカ	5% / 15%	0%	0%

※ 二国間租税条約で規定された税率が南アフリカ国内の源泉所得税率（現行20%または15%）よりも高い場合、国内源泉所得税率が適用される。

### III. 付加価値税

以下の取引に対して付加価値税（Value-Added Tax：VAT）が課せられる。

- ベンダー\*が事業の一環として行う商品またはサービスの供給
- 南アフリカへの商品またはサービスの輸入

※ 付加価値税の納税者として歳入庁への登録が必要になる者。南アフリカ居住者であるか否かに関わらず、自然人、団体（法人または非法人）、企業、信託基金、地方自治体等、あらゆる者が含まれる。外国会社の支店は、外国会社本社と南アフリカ支店とを区分して把握することが可能であり、支店が独自の会計システムを保持している場合は、付加価値税法上、当該外国会社本社と支店は別個のベンダーとみなされる。

12ヵ月間の課税売上高が百万ランドを超える企業は、付加価値税の納税者登録をしなければならない。12ヵ月間の課税売上高が5万ランド超の企業は、任意に付加価値税納税者としての登録を行うことができる。なお、付加価値税における課税売上高は、外国会社とは独立して行われた、支店としての商品、サービスの供給額であり、法人税法上や会計上の売上高と必ずしも一致するものではないことに留意する必要がある。

課税期間は通常1ヵ月または2ヵ月ごとで、課税期間ごとに申告書を作成して納税する必要がある。ただし例外的に、4ヵ月、6ヵ月、または1年の課税期間が適用されることもある。

法人設立前に生じた支出に関しては、例外的に仮払い付加価値税の還付が認められることがあるが、通常、付加価値税の納税者として歳入庁に届け出を行う前に

生じた支出に係る仮払い付加価値税の還付は認められない。付加価値税の還付漏れを最小化するためには、法人設立日後遅滞なく、付加価値税の納税者登録を行うことになる。

ベンダーが取り扱う商品、サービスの供給に課せられる標準的な付加価値税税率は、2018年4月1日以降15%が適用される。なお、2018年4月1日以降に発行された請求書が、3月31日以前に供給された商品・サービスの対価である場合には、改定前の14%のVAT税率が適用される。一部の商品やサービスの供給は無税、財務等の特定のサービスや商品は非課税とされている。

なお、南アフリカ非居住者を付加価値税の納税者として登録する場合、納税管理人（Representative Vendor）を選任し、原則として南アフリカの金融機関で事業用の口座を開設しなければならない。

## IV. 個人所得税

### 1. 課税対象期間と税率

個人所得税の課税期間は、毎年3月1日から翌年2月28日または29日までである。また、南アフリカ居住者であるか、非居住者であるかに関わらず、以下の税率が適用される。

2018年3月1日から2019年2月28日までに終了する事業年度	
課税所得	税率
195,850ランド以下	18%
195,850ランド超 305,850ランド以下	195,850ランドを超える部分に対して 26%+35,253ランド
305,850ランド超 423,300ランド以下	305,850ランドを超える部分に対して 31%+63,853ランド
423,300ランド超 555,600ランド以下	423,300ランドを超える部分に対して 36%+100,263ランド
555,600ランド超 708,310ランド以下	555,600ランドを超える部分に対して 39%+147,891ランド
708,310ランド 超1,500,000ランド以下	708,310ランドを超える部分に対して 41%+207,448ランド
1,500,000ランド超	1,500,000ランドを超える部分に対して 45%+532,041ランド

## 2. 外国人（派遣邦人等）への優遇措置等

### (1) 居住地の判定

外国人（派遣邦人、いわゆる駐在員）に適用される課税対象期間や適用税率等は、現地従業員と同様である。

南アフリカの個人所得税法は、居住地国課税を採用している。南アフリカ居住者は南アフリカを含む全ての国で得た所得（全世界所得）、非居住者は南アフリカで得た全ての所得が課税対象になる。税務上の居住地は、物理的な実在性の有無、日常的な居住地のいずれかを通じて決定される。

### 物理的な実在性テスト

日常的に南アフリカに居住していない場合でも、課税対象年度および過去5年間にわたって毎年91日超南アフリカに物理的に滞在し、5年間の合計滞在日数が915日を超える場合には、税務上、南アフリカ居住者に認定される。なお、この基準により居住者として認定された場合でも、その後330日以上継続して南アフリカ国外に滞在した場合には、非居住者に認定される。

### 日常的な居住地

日常的な居住地の概念は所得税法に定義されていないが、判例上、恒久的な居住の場所、所持品が保管されている場所、一時的に離れた後に戻ってくる場所が、日常的な居住地と考えられている。

納税者が、一時的あるいは臨時的な一定期間を除いて、日常的、慣習的に南アフリカに居住している場合や、南アフリカに恒久的に定住することを決定した場合には、当該納税者は南アフリカの居住者に認定される。

### (2) 税制優遇措置

雇用者が従業員のために無償または通常よりも低い賃料で住居を提供し、当該従業員が南アフリカに到着した日の直前課税対象期間に90日を超えて南アフリカに居住していない場合、従業員は2年間、毎月25,000ランドを上限に当該賃料を個人所得税法上の給与所得に含めないことが出来る。

### (3) 国外労働に対する給与所得

南アフリカ国内で提供した労働に対する報酬である限り、報酬の支払場所や支払通貨に関わらず、全て南アフリカ源泉所得として課税される。他方、非居住者が南アフリカ国外で労働した場合、当該労働時間に対応する報酬は、南アフリカでは課税されない。

### 3. 社会保険等

雇用者は、所得税および以下の社会保険等の源泉徴収納税者として歳入庁に届出する必要がある。また、雇用者は毎月、従業員の個人所得税および社会保険等を従業員の報酬から源泉徴収する義務を負い、源泉徴収した金額を、報酬支払い月の翌月7日（以前の営業日）までに歳入庁に納付しなければならない。

なお、従業員税の源泉徴収が必要か否かは、雇用者の居住区分と雇用関係の性質による。

(1) 技能開発税（Skills Development Levy：SDL）

従業員に対する年間報酬額が50万ランドを超える雇用者は、従業員の教育、訓練資金のために毎月、技能開発税を支払う義務を負う。技能開発税は、雇用者が従業員に対して支払う各月の総報酬額の1%として計算され、全て雇用者の負担となる。

(2) 失業保険基金（Unemployment Insurance Fund：UIF）

従業員とその扶養家族に対して、失業給付、病気手当、死亡給付を提供するための基金で、雇用者と従業員の双方が従業員の報酬の1%をそれぞれ拠出する。なお、外国人（派遣邦人、いわゆる駐在員）で任期終了後に帰国する者は加入を免除される。

(3) 労働災害補償

（Compensation for Occupational Injuries and Disease Act、COIDA）

従業員が就業の過程で被った怪我や障害、職業病に対する補償、死亡した場合の死亡給付に備えて、毎年 年1回、雇用者により拠出される。拠出額は従業員1人当たり年間355,752ランドを上限に、従業員の報酬金額に産業の危険の程度に応じて決定された料率を乗じて算定される。

## 第6章

# 労働、雇用関係

## 1. 関連法規

主な雇用関連法規は以下のとおり。

- 雇用基準法（Basic Conditions of Employment Act）  
雇用条件、労働時間、年次休暇、雇用終了、報酬等を規定する法令。
- 労働関係法（Labour Relations Act）  
雇用、解雇、教育指導、組合、交渉および労使調停委員会（Commission for Conciliation, Mediation and Arbitration : CCCM）が関与する労働争議事項を取り決めている基本法。
- その他の主要な労働法には以下のものが含まれる。
  - 雇用均等法（Employment Equity Act）  
労働者の公平な雇用機会と公正な処遇を保証し、職業や職場において不利益を被る者が出ないように、その是正措置を規定する法令。特に特定の雇用者（アフリカ人、インド人、有色人種、障害者）の処遇について義務事項を課している。
  - 労働安全衛生法（Occupational Health and Safety Act）  
職業健康安全について労使双方の責任を明確にする法令。
  - 雇用サービス法（Employment Services Act）  
国内雇用の促進と外国人の雇用を規制するための法律。
  - 技能開発法（Skills Development Act）、技能開発税法（Skills Development Levies Act）  
労働者の技能の成長と、それを奨励するための財政的仕組みに関する法律。
  - 失業保険法（Unemployment Insurance Act）  
失業者への資金援助、特に失業救済資金からの特定の従業員への支払いを規定する法令。
  - 労働災害補償法（Compensation for Occupational Injuries and Disease Act）  
業務上で生じた傷病、障害、死亡の基準を取り決めている法令。

## 1. 雇用基準法

### (1) 適用範囲

雇用基準法は、基本的な最低限の雇用条件を確立し、条件変更を規制するものである。同法は、国防軍、国家情報局、シークレットサービス、慈善事業のために働く無給のボランティアを除く全ての従業員と雇用者に対して、契約上の規定に優先して、強制的に適用される。

### (2) 労働時間

年収205,433ランド以下の従業員は以下の条件を超えて労働してはならない。

- 週45時間
- 労働日が週5日以内の場合、1日9時間
- 労働日が週6日以上の場合、1日8時間

上記は、上級管理職（雇用、解雇の権限を持つ者）、顧客の場所に出張する販売スタッフ、労働時間が月24時間未満の従業員には適用されない。

### (3) 残業

残業には従業員の同意が必要であり、従業員は、1日3時間以上週10時間以上残業してはならない。雇用主は、残業に際して通常賃金の1.5倍を支払わなければならないが、従業員は、雇用主と従業員の合意に基づき、残業代の替わりに有給休暇を付与することもできる。また、労働組合との労働協約がある場合、以下のような労働時間の調整ができる。

#### 労働時間の圧縮

1日12時間までの労働を条件に、週の労働日数を少なくすることができる。雇用主は、働く母親や出稼ぎ従業員により長い週末休暇を提供することができる。

#### 労働時間の平均化

労働協約により、最大4ヵ月間の労働時間を平均化することが認められる。ただし、当該協約の対象となる従業員は、合意された期間を通じて、勤務時間は平均で週45時間、残業時間は平均で週5時間を超えて労働してはならない。また、平均化のための交渉と協約は、毎年行わなければならない。

### (4) 休暇

#### 年次有給休暇

従業員は、最長21日間の連続した年次有給休暇を取得することができる。雇用主と従業員の合意により、17日間の労働ごとに1日または17時間の労働ごとに1時間の休暇を取得することもできる。年次有給休暇は、12ヵ月間の年

休周期の終了後、6カ月以内に取得されなければならない。また、雇用者は、従業員が退職をした場合に限り、休暇付与に代わる支払を行うことができる。

### **病気休暇**

従業員は、36カ月間に6週間の有給病気休暇を取得することができる。また、最初の6カ月間、従業員は26日間の労働ごとに1日の有給病気休暇を取得することができる。

雇用主は、従業員が1回あたり2日超または8週間以内に2回超の有給病気休暇を取得した場合、診断書の提出を求めることができる。

## **(5) 業務情報と給与支払**

### **業務情報**

雇用者は、新規の従業員に対して、業務や労働条件に関する情報を提供しなければならない。これには、関連機関や部門別決定 (Sectoral Determination) <sup>※</sup>、その他の関連文書のリストが含まれる。

※ 労働大臣が行うことができる特定の労働分野、地域における最低賃金、給与支払方法等の労働基本条件の決定

### **記録の保管**

雇用者は少なくとも3年間、以下の記録を保持しなければならない。

- 従業員の名前と担当業務
- 労働時間
- 支払給与
- 18歳未満の従業員の誕生日

### **給与支払**

雇用者は従業員に対して南アフリカ通貨により日次、週次、隔週ごと、または月次で、現金、小切手または口座振込により給与を支払わなければならない。

### **給与明細情報**

給与明細には、以下を含めなければならない。

- 雇用者の名前と住所
- 従業員の名前と担当業務
- 支払対象期間
- 給与額
- 給与から控除された金額とその目的
- 実際支払額

残業がある場合には、以下を含めなければならない。

- 通常の賃金レートと残業レート
- 対象期間における通常労働時間と残業時間

- 対象期間における日、祝日の労働時間
- 労働時間の平均化に関する協約がある場合、平均化の対象期間における通常労働時間と残業時間

#### (6) 雇用の終了

従業員または雇用者が雇用契約を終了する場合には、以下の期限内に相手方へ書面で通知を行われなければならない。

- 6ヵ月以内の期間の雇用の場合、1週間前まで
- 6ヵ月超1年未満の期間の雇用の場合、2週間前まで
- 1年以上の期間の雇用の場合、4週間前まで

なお、雇用者の宿泊施設に滞在している従業員に対しては、契約終了の1ヵ月前までの通知、または契約が合法的に終了するまで間宿泊施設が提供されなければならない。

## 2. 労働関係法

労働関係法は、雇用者と従業員の権利と義務および両者の関係を規定している。具体的には以下のような事項が規定されている。

- 従業員が労働組合を自由に結成する権利
- 従業員に対する労働組合の結成と運営に関する制限
- ストライキ、ロックアウト、労働調停委員会の仲裁による紛争解決

解雇および法的に有効な解雇条件（実質的および手続的な公正の確保）

### ■ ストライキ

従業員が、雇用主との利害対立や論争解決のために労働の全部または一部を拒否、遅延、妨害する行為である。雇用者と労働組合は通常、雇用条件を決定する集団契約を締結する。ストライキは通常、雇用契約や労働協約に記載されておらず、当事者間で合意が得られない問題が生じた場合に発生する。

労働組合と組合員がストライキを起こすためには、当事者間での交渉が決裂していることを前提に、以下の手順を踏むことが要求される。

- 労使調停委員会が、当事者間で紛争の解決をすることが出来ない旨の証明書を発行する。
- 労働組合が、労使調停委員会の証明書に基づき雇用主に対してストライキの通知を行う。
- 労働組合が、雇用主に対して要求の遵守またはストライキを続行する前に今後の交渉に入ることを検討するための48時間の猶予を与える。

## ■ 労働組合

労働関係法は組合士の協調や連立を認めている。職場の多数を制する組合が代表として組織化、雇用者から情報の入手、および集団協約締結の権利を持つ。

南アフリカは労働組合の活動が活発でその発言力が強い国である。労働組合は通常、産業別に組成される。例えば、鉱山労働者国民連合（the National Union of Mineworkers：NUM）は、鉱山産業のみを対象にして活動している。この他の主な労働組合として、南アフリカで最大の組合である国家労働組合会議（Congress of South African Trade Unions：COSATU）、国家輸送労働組合（Satawu- South African Transport & Allied Workers ' Union：SATAWU）、国家保健労働組合（The National Education Health and allied workers union：NEHAWU）等が挙げられる。

## ■ ロックアウト

雇用者が、その要求の受け入れを求めて従業員を職場から排除することを言う。手順は、ストライキと同様。

## II. 雇用契約

### 1. 記載事項

雇用者は、雇用契約締結時に、従業員に書面で以下の事項を明示しなければならない。雇用契約に変更が生じた場合雇用者は、従業員に対して書面で通知しなければならない。

- 雇用者の氏名、企業名および住所
- 当該従業員の氏名、役職および職種
- 当該従業員の勤務地
- 契約開始日
- 1週間の就業日数と1日の就業時間
- 賃金と給与の計算方法
- 時間外手当
- その他手当
- 給与支払いの頻度
- 給与に控除額があればその金額
- 休暇
- （有期雇用契約の場合）雇用期間および契約終了日

## 2. 種類

### (1) 無期雇用契約 (Permanent Employment Contract)

契約期間が設定されておらず、契約に予め定められた条件、雇用主または従業員いずれかの通告による契約解消、定年退職、死亡、倒産、集団雇用等がない限り存続する。また、一般的に他の契約よりも従業員に与えられる便益が多い。

### (2) 有期雇用契約 (Fixed Term Employment Contract)

雇用関係の開始時に合意された契約期間に限って有効で、十分な理由または両者の合意がなければ期間途中で解除することができない。

他方、期間満了時に更新されない場合は自動的に終了するので、期間満了時に更新の意思がない、または条件等の折り合いがつかず更新できない場合は、解雇になる。

なお、雇用主は、労働条件が是正されなければ、雇用基準法の最低条件を下回る条件で雇用されている従業員との3ヵ月超の有期雇用契約を更新することはできない。

### (3) 独立請負契約 (Independent Contract)

企業と独立契約者<sup>\*</sup>の契約を意味する。この契約は雇用関係ではなく一種の業務請負契約に相当する。この契約を締結した者は、独立請負業者として自らの意思で企業の管理監督を受けずに業務を提供する。契約には給与報酬という記載はなく、業務報酬の対価として請求書による代金の支払が行われる。

※ その者の商売、事業または専門的営業として、取引先または顧客のために働く、または役務を提供する者

## III. 就業規則等

就業規則、ハンドブック、行動規範等の文書はその内容を雇用契約書に含めることができるものであり、作成義務はない。関係法規は、従業員が規則や規範を認知していた場合を除き、従業員がこれらを遵守することを想定していない。そのため、従業員に規則や規範を認知させることを目的として、就業規則、ハンドブック、行動規範等の作成が推奨される。

これらの文書には通常、以下の事項が含まれる。

- 行動規範、倫理規定
- 休暇に関する方針（年間有給休暇、病欠、育児休暇、慶忌休暇等）
- 懲戒方針
- 雇用均等政策

- 苦情処理手続
- 雇用契約の終了
- 退職届の提出期限および試用期間

#### IV. 雇用義務

南アフリカの失業率は高く、南アフリカ政府は現地人の雇用を強く推奨している。政府調達や鉱業権免許等の政府の認可が必要とされる業種については、認可に当たって、過去に差別を受けていた主に黒人、カラード（混血の人々）、インド人、中国人、女性等歴史的に不利益を受けた南アフリカ人（Historically Disadvantaged South Africans：HDSA）の雇用割合が考慮される。

雇用均等法は、従業員50人以上、または下表のとおり業種別に一定額以上の売上高を有する企業に対して、一定割合のHDSAの雇用を義務付けている。

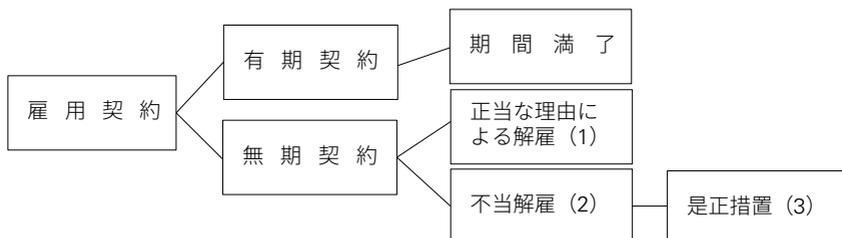
該当する業種	売上高（万ランド以上）
農業	200
鉱山、採石業	750
製造業	1,000
電気、ガス、水道業	1,000
建設業	500
小売業、自動車販売業、修理サービス業	1,500
卸売業、代理商および共同サービス業	2,500
ケータリング、ホテル業等	500
輸送業、倉庫業、通信業	1,000
金融業、対事業所サービス業	1,000
地域、社会および個人向けサービス業	500

上記に該当する場合、以下の対応が要求される。

- 一定割合のHDSAの雇用
- 雇用均等に関する従業員との社内協議
- 雇用機会計画の策定
- 従業員150名以下の場合、労働省に対する雇用均等法に関する2年毎の報告書の提出

## V. 解雇規制

雇用基準法は従業員の解雇について以下の規則を設けている。



### 1. 正当な理由による解雇

雇用主が従業員を解雇することができる正当な理由は、以下のとおり。

- 従業員の不正行為
- 従業員の能力が低いまたは欠如
- 雇用者側の操業問題

従業員理由または雇用者理由を問わず、雇用者が正当な理由による解雇である旨の証明をしない限り、不当解雇とみなされる。

### 2. 不当解雇

以下の場合には自動的に不当解雇として取り扱われる。

- 従業員の団結の自由を損ねた場合
- 合法的な法争議中の就業拒否
- 従業員に対し雇用関係の要求受入を強要
- 法的に擁護された権利の実行を妨げた場合
- 従業員の妊娠
- 仲裁事態での差別となる要因
- 不正解雇
- 余剰労働力
- 事業移転
- 差別の申立て

### 3. 是正措置

従業員から不当解雇の申立てがあった場合、労使調停委員会は雇用者に対し以下の是正措置を命じる事ができる。

- 従業員の元の雇用への復帰
- 元の仕事か他の妥当な仕事への再雇用
- 弁済の支払

労使調停委員会の是正命令では、元の雇用への復帰か再雇用が基本である。しかし、雇用継続が従業員には堪えがたく、雇用者の公正な手続が期待出来ないのも、従業員がこれを希望しない場合には、弁済が選ばれる。

## VI. 外国人の労働許可

観光または商用目的で南アフリカに入国した者は、南アフリカ入国時にパスポートに滞在日数90日を上限とした滞在許可のスタンプが押される。ただし、以下の要件を満たさなければならない。

- 入国の際、パスポートに3ページ以上の空白ページがあること
- 黄熱病予防接種の証明書（指定地域からの入国の場合）
- 帰国用または次の目的地までの航空券
- パスポートが予定滞在期間の終了後、30日間有効であること

このスタンプでは就労、就学、ボランティア活動等を行うことはできず、南アフリカ国内で同スタンプの延長や他のビザへの更新はできない。長期滞在するためには、一旦母国に帰国して南アフリカの在外公館で適切なビザを申請することになる。

南アフリカで就労する非居住者（外国人を含む）は就労ビザが必要になる。外国人が取得できる主な就労ビザは3種類存在し、外国人は渡航前に以下のいずれかの就労ビザを取得する必要がある。

なお、2014年5月26日に入管法（Immigration Act）が改正されており、就労ビザの種類と取得のための要件、申請窓口（内務省からVISA Facilitation Services (VFS) と呼ばれるビザ申請の代行機関に変更）等に変更が生じていることに留意する必要がある。

## 1. 企業内転勤ビザ (Intra-Company Transfer Work Visa)

日本法人との雇用契約に基づき、南アフリカ国内にある同日本法人の関連企業、支店、駐在員事務所等へ出向する者に、最長4年間を上限として発行されるビザ。

申請に先立ち出向元の日本法人との間に6ヵ月以上の雇用関係が必要とされており、初めて日本から南アフリカ国内の関連企業、支店、駐在員事務所へ赴任する者がよく取得する。

原則として母国にある南アフリカの在外公館で申請しなければならないが、南アフリカ国内では申請できない。

ただし経過措置として、入管法改正前の同就労ビザの有効期間は最長2年であったため、入管法改正前の有効期限2年間の同就労ビザを保有する者は、例外的に南アフリカ国内で有効期間2年間の延長を申請することができる。

## 2. 一般労働ビザ (General Work Visa)

南アフリカ国内にある現地法人（日本法人の関連企業、支店、駐在員事務所を含む）との雇用契約に基づき、南アフリカの一般労働者として赴任する場合に、最長5年間を上限として発行されるビザ。

申請に先立って、労働省から南アフリカ国内に申請者のほかに適格者がいないことの証明等入手する必要がある。内務省に対して労働省からの同証明書免除を申請することができるが、免除されるか否かは内務省の裁量による。この就労ビザに基づく滞在が5年を経過すると、永住許可申請が可能になる。

母国にある南アフリカの在外公館または南アフリカ国内での申請が可能で、南アフリカ国内での申請では、原則として現在保有している同ビザの有効期限が切れる60日前までに、本人がVFSに直接出向いて申請書類を提出することになる。

## 3. クリティカルスキルビザ (Critical Skill Visa)

南アフリカ国内にある現地法人（日本法人の関連企業、支店、駐在員事務所を含む）との雇用契約等に基づき、内務省が定めたリストに記載された特定の技能を有する人を対象として、最長5年を限度として発行されるビザ。

クリティカルスキルビザは、南アフリカにとって有益な特定の技能を有する外国人を招き、その技能を南アフリカへ移転することを目的としており、対象となる特定の技能は、官報 Government Gazette Staatskoerant 3 JUNE 2014 に記載されている。

現地法人との雇用契約があり、特定の技能を有していることが申請要件である。特定の技能に当てはまるかは、学歴、技能、資格、経験等によって総合的に判断される。申請にあたっては、資格能力局（South African Qualifications Authority：SAQA）が認めた専門団体等への登録と同局の評価証明書が必要で、どのような専門家団体へ登録するかは、申請する技能によって異なる。なお、日本語が話せるだけでは、クリティカルスキルビザを申請することはできないことに留意する。

この就労ビザに基づく滞在が5年を経過すると、永住許可申請が可能になる。

母国にある南アフリカの在外公館または南アフリカ国内での申請が可能で、南アフリカ国内での申請における注意事項は、一般労働ビザに同じ。

#### **4. 短期就労ビザ（Section 11（2） Visitor’s visa）**

日本人は、短期観光または商用目的の90日以内の滞在であれば、ビザを取得せずに南アフリカへ入国することが認められている。しかし、就労を目的とした90日以内の滞在を希望する者は、南アフリカへの渡航前に母国にある南アフリカの在外公館で申請を行い、短期就労ビザを取得する必要がある。

このビザは、主に急な要請で他の長期就労ビザの申請要件を満たせない中で、南アフリカに渡航し就労する場合を想定している。

入管法に就労の定義は記載されていないが、実務慣行上、母国で職業として行っている活動と同じか、それに関連する活動を行う場合には就労に該当し、一般的なビジネスミーティングや、日本法人に勤務している人の南アフリカの現地法人の視察のための短期の出張等はこれに該当しないと考えられている。

なお、短期就労ビザは生涯1回のみ発行が原則とされている。

## VII. 外国人の在留許可

### 1. 在留届

外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所または居所を管轄する日本の在外公館に在留届を提出することが義務付けられるので、滞在先の住所が決まり次第、南アフリカ日本国大使館へ在留届を提出する必要がある。これにより、南アフリカにおいて事件や事故に巻き込まれた場合、安否の確認、緊急連絡等が行える。

また、ビザを保有して南アフリカに滞在する者が、南アフリカ国内の住所または居所を変更した場合は、14日以内に南アフリカの内務省へ通知する必要がある。

なお、ビザの有効期限が切れた不法滞在者は、南アフリカを出国する際、不法滞在期間に応じて南アフリカへの再入国が一定期間制限される。不法滞在期間が30日以内の場合には2年間、31日以上は5年間の再入国が禁止されるので注意する。

### 2. 就労日本人に同行する家族

#### (1) 被扶養者ビザ (Visitor's Visa for Dependant)

就労ビザ等を得た日本人に帯同する扶養家族に対して、就労ビザが企業内転勤ビザまたは一般労働ビザの場合は3年、クリティカルスキルビザである場合は5年を上限としたビザが発行される。

実務上は、就労ビザの種類に関わらず、当局の裁量により就労ビザと同じ有効期間の被扶養者ビザが発行される場合がある。

被扶養者は南アフリカ国内で就労できず、学齢期の家族は後述の留学ビザ (Study Visa) を別途取得する必要がある。また南アフリカ国内で出生した子供も被扶養者ビザを取得する必要がある。

この他に、18歳未満の子供を伴って外国に旅行する場合には、出入国時に子供の出生証明書等の書類を提示する必要があるので注意する。

#### (2) 留学ビザ (Study Visa)

南アフリカ国内の教育機関から許可を得た留学生、または就労ビザ等を得た外国人の被扶養者が南アフリカの学校に所属する場合に申請するビザ。

有効期限は、全就学期間 (初等学校教育は8年以内、中等学校教育は6年以内) が上限とされている。ただし、被扶養者の場合は通常、帯同する就労ビザ保有者のビザの有効期間が上限になる。

## 第7章

# 投資に対する優遇措置

## 1. 投資インセンティブ

貿易産業省は、主に製造業者のための多様な投資インセンティブを提供している。

### 1. 自動車生産開発プログラム

#### (Automotive Production and Development Programme : APDP)

南アフリカ政府は自動車を重点産業と位置付け、2020年までに生産台数を120万台まで拡大することや、現地調達率の向上などを政策目標として、2013年から自動車生産開発プログラムを実施している。同プログラムの主要な優遇措置は以下の3つである。

#### (1) 自動車投資スキーム (Automotive Incentive Scheme : AIS)

南アフリカ国内の自動車分野への投資を奨励するため、設備投資に相当する助成金を支給する制度で、自動車メーカーの場合は設備投資額の20%、自動車部品製造業者の場合は25%に相当する助成金（非課税）が支給される。また、貿易産業省が戦略的と認める投資案件については、さらに5%または10%の助成金（非課税）が追加支給される。なお、申請に先立ちB-BBEEへの準拠等の諸条件を満たす必要がある。

自動車投資スキームには、中、大型商用車の自動車投資スキーム (Medium and Heavy Commercial Vehicles Automotive Investment Scheme : MHCV-AIS) や乗客専用車投資スキーム (Passenger vehicles Automotive Investment Scheme : P-AIS) も設けられており、それぞれの自動車メーカーおよび部品製造業者に対して、製造設備投資額の20~25%相当の助成金（非課税）が支給される制度になっている。

#### (2) 製造インセンティブ (Production Rebate Credit Certificate : PRCC)

南アフリカ国内の自動車メーカー等を対象として、製造付加価値相当額 (Manufacturing Value Added : MVA、FOB価格－調達費用 (部品輸入費用)－原材料) を算出し、その付加価値額に応じて部品および完成車の輸入関税と相殺することができるクレジットを発行する制度である。クレジットの余剰分は他メーカーに売却することも可能になっている。

- (3) 自動車量産組み立てに対する優遇措置 (Volume Assembly Allowance: VAA) 年間5万台以上の乗用車を生産する自動車メーカーを対象に、国内で生産された乗用車の工場出荷額の18~20%相当額の、部品輸入の関税と相殺できるクレジットを発行する制度である。なお、部品輸入の関税と相殺に余ったクレジットは完成車輸入の関税と相殺することができる。

## 2. 黒人実業家（促進）制度（Black Industrialist Scheme : BIS）

黒人事業家（促進）方針（Black Industrialist Policy : BIP）に基づき、製造業を中心とした特定の注力産業における黒人実業家の育成、拡大を目的とした、同実業家に対する資金のおよび非資金の支援スキームである。

産業インフラ、自動車部品、情報通信技術（ICT）、物流等の広範な産業への総額3億ランド以下の投資に対して、補助金の支給、事業育成指導、国有事業とのマッチングなどの支援を提供する。なお、スキームの支援対象になる要件として、当該事業の50%超の持分を黒人実業家が保有していること等がある。

## 3. 産業政策プロジェクト（税控除による奨励）

所得税法11条D項（Section 11D of the Income Tax Act）に基づく南アフリカ国内での研究開発に対する税務インセンティブである。適格企業は、南アフリカ科学技術省等の承認を得た国内支出研究開発費の150%相当額の税控除と、研究開発のための取得した機械および設備の加速減価償却ができる。

所得税法12条L項（Section 12L of the Income Tax Act）に基づく、省エネ促進に対する税務インセンティブである。適格企業は、南アフリカ国家認証システム（South African National Accreditation System : SANAS）により認可され、南アフリカエネルギー開発研究所（South Africa National Energy Development Institute : SANEDI）に登録された年間計画と実際エネルギー消費量の削減に対して、95%相当額の税控除を受けることができる。

## 4. BPSインセンティブ（Business Process Service Incentive）

南アフリカ国内での雇用機会を創出するビジネス・プロセス・アウトソーシング業に関する投資を誘致することを目的とし、南アフリカ国外への同サービス提供を目指してプロジェクトを立ち上げた国内外の投資家に対して奨励目的の給付金を支給する制度である。

## 5. 衣料繊維産業競争力向上プログラム

### (Clothing and Textiles Competitiveness Programme : CTCP)

南アフリカの製造業その他のアパレル部門において、世界規模で顧客へ効率的に供給し競争するための生産能力拡張を目的とする制度である。

## 6. クリティカル・インフラストラクチャー・プログラム

### (Critical Infrastructure Programme : CIP)

重要なインフラ開発に対して、5千万ランドを上限に投資コストの10～30%を補填する現金支給による補助金制度である。

そのインフラがなければ、投資が発生しないと考えられる場合や、投資の減少、質の低下、遅れが発生すると考えられるプロジェクトが補助対象で、補助金は民間部門および公共部門の企業ならびに官民パートナーシップ (Public-Private Partnership : PPP) 事業に支給される。

補助の対象となる適格インフラの主な条件は、輸送、電気、水、衛生、公衆衛生および通信等の基礎的サービスで、一般の人々や開発者以外の投資家が広く受益できること、所在地が開発者の私有地内でないこと、特定の投資プロジェクトでしか使用できないインフラでないこと等である。

## 7. 産業イノベーション支援プログラム

### (Support Programme for Industrial Innovation : SPII)

貿易産業省に代わって、産業開発公社 (Industrial Development Corporation : IDC) が管理運営している、エレクトロニクス、ソフトウェア、化学、製薬、食品、自動車および自動車部品事業に属する小規模企業から大企業までの幅広い層を対象とした、革新的な製品や生産プロセスの開発支援と技術開発の推進を目的とした制度である。

## 8. 製造業競争力向上プログラム

### (Manufacturing Competitiveness Enhancement Programme : MCEP)

製造設備向上の奨励を目的とした産業サポートを提供し、雇用と価値提供を短中期的に継続可能にするプログラムで、製造インセンティブや産業資金融資制度が設けられている。

## 9. 各州の投資インセンティブ

南アフリカの各州は、投資家がそれぞれの地域で産業を立ち上げる、または他地域から移転して来ることを奨励するためのインセンティブを提供している。

インセンティブの内容は州ごとに異なり、低金利、安価な土地、建物リース料、工場や従業員の移転のための助成金、安価な公共インフラ利用料、鉄道その他の交通機関料金の割引、住宅供給の援助等を含んでいる。

## II. 特別経済区 (Special Economic Zone : SEZ)

特別経済区は、国際空港または港湾に接続した工業団地で軽減法人税率15%の適用、建物および構築物の新規取得に対する10%の税額控除等の優遇措置、装置および資産に対する関税や付加価値税、輸入税の適用が免除される保税区域が設けられている。

現在クーハIDZ (東ケープ州)、リチャーズベイIDZ (クワズールナタール州)、イーストロンドンIDZ (東ケープ州)、サルダナ港IDZ (西ケープ州)、デュベ貿易港 (クワズールナタール州)、マルチSEZ (フリーステイト州) およびORタンボIDZ (ハウテン州) の7カ所の特別経済区が設定されている。

# 連絡先

## KPMG南アフリカ

KPMG南アフリカは1895年に設立され、現在はヨハネスブルグ、ダーバン、ケープタウン、ポートエリザベスに4の事務所を持ち、130人以上のパートナーと2,200人以上のプロフェッショナルを擁してクライアントに質の高いサービスを提供しています。

## KPMG南アフリカ ヨハネスブルグ事務所

KPMG Crescent,  
85 Empire Road, Parktown,  
Johannesburg, South Africa, 2193.  
[home.kpmg/za/en/](http://home.kpmg/za/en/)

**T** : +27 (0) 11 647 7111

**F** : +27 (0) 11 647 6148

## KPMG南アフリカ 日本人駐在員 連絡先

佐々木 一晃

**T** : +27 (0) 71 684 5781

**E** : [kazuaki.sasaki@kpmg.co.za](mailto:kazuaki.sasaki@kpmg.co.za)

町田 秀樹

**T** : +27 (0) 60 997 7053

**E** : [dex.machida@kpmg.co.za](mailto:dex.machida@kpmg.co.za)

## KPMGジャパン 担当者 連絡先

會田 浩二

有限責任 あずさ監査法人  
中東・アフリカ事業室 室長

**T** : 03 (3548) 5803

**E** : [koji.aida@jp.kpmg.com](mailto:koji.aida@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Services (Pty) Limited, a South Africa private company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International, a Swiss cooperative. All rights reserved. Printed in Japan. 19-1040

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.